

平成24年第7回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成24年12月3日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月3日午前9時5分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 井 戸 太 郎 2 番 戎 井 政 弘</p> <p>3 番 奥 田 幸 男 4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 植 田 い ず み 6 番 山 口 昌 亮</p> <p>7 番 高 幣 幸 生 8 番 窪 和 子</p> <p>9 番 山 田 仁 樹 10 番 下 中 一 郎</p> <p>11 番 繁 田 智 子 12 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<p>町 長 岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長 山 中 淳 史</p> <p>教 育 長 森 井 恵 治</p> <p>会 計 管 理 者 瓜 生 浩 章</p> <p>理 事 岡 田 仁</p> <p>総 合 政 策 課 長 大 浦 孝 夫</p> <p>総 務 財 政 課 長 西 本 勉</p> <p>税 務 課 長 経 堂 裕 士</p> <p>住 民 生 活 課 長 城 光 良</p> <p>健 康 保 険 課 長 水 谷 隆 英</p> <p>福 祉 課 長 塚 本 敏 孝</p> <p>経 済 建 設 課 長 植 田 充 彦</p> <p>監 理 課 長 上 田 武 司</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 今 村 雅 勇</p> <p>上 下 水 道 課 長 島 野 千 洋</p>
本会議に職務のため出席した者の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長 西 脇 洋 貴</p> <p>主 幹 田 中 裕 美</p> <p>書 記 田 中 政 子</p>
町長提出議案の題目	<p>報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について （平群町暴力団排除条例の一部を改正する 条例について）</p> <p>承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて （平成24年度平群町一般会計補正予算（第</p>

町長提出議案
の題目

- 4号)について)
- 議案第56号 平群町役場北部支所設置条例の制定について
- 議案第57号 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第58号 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第59号 平群町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 平群町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 平成24年度平群町一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第68号 平成24年度平群町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

町長提出議案 の 題 目	<p>議案第69号 平成24年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について</p> <p>議案第70号 平成24年度平群町介護保険特別会計補正予算（第2号）について</p> <p>議案第71号 平成24年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について</p> <p>議案第72号 平群町公共下水道4号汚水幹線工事の請負契約の締結について</p> <p>議案第73号 平群町公共下水道5号幹線その4工事の請負契約の締結について</p> <p>議案第74号 財産の取得について</p> <p>議案第75号 権利の放棄について</p> <p>議案第76号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の一部を変更する規約について</p> <p>同意第3号 監査委員の選任に同意を求めることについて</p> <p>同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて</p> <p>諮問第4号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて</p>
請願	請願第1号 家庭ごみ有料化に関する請願書
議員提出議案 の 題 目	発議第13号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 3番 奥田幸男 4番 森田勝

平成 24 年第 7 回 (1 2 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

平成 24 年 1 2 月 3 日 (月)

午前 9 時開議

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 議会の委任による専決処分の報告について (平群町暴力団排除条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 5 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度平群町一般会計補正予算 (第 4 号) について) |
| 日程第 6 | 議案第 5 6 号 | 平群町役場北部支所設置条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 5 7 号 | 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 5 8 号 | 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 5 9 号 | 平群町行政組織条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 6 0 号 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 6 1 号 | 特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 6 2 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 6 3 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 6 4 号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 6 5 号 | 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 6 6 号 | 平群町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 議案第 6 7 号 | 平成 24 年度平群町一般会計補正予算 (第 5 号) につ |

いて

- 日程第 1 8 議案第 6 8 号 平成 2 4 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号) について
- 日程第 1 9 議案第 6 9 号 平成 2 4 年度平群町下水道事業特別会計補正予算 (第
2 号) について
- 日程第 2 0 議案第 7 0 号 平成 2 4 年度平群町介護保険特別会計補正予算 (第 2
号) について
- 日程第 2 1 議案第 7 1 号 平成 2 4 年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号) について
- 日程第 2 2 議案第 7 2 号 平群町公共下水道 4 号汚水幹線工事の請負契約の締結
について
- 日程第 2 3 議案第 7 3 号 平群町公共下水道 5 号幹線その 4 工事の請負契約の締
結について
- 日程第 2 4 議案第 7 4 号 財産の取得について
- 日程第 2 5 議案第 7 5 号 権利の放棄について
- 日程第 2 6 議案第 7 6 号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の一部を変更
する規約について
- 日程第 2 7 同意第 3 号 監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第 2 8 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるこ
とについて
- 日程第 2 9 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めること
について
- 日程第 3 0 請願第 1 号 家庭ごみ有料化に関する請願書
- 日程第 3 1 発議第 1 3 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ
いて

開 会 （午前 9時05分）

○議 長

皆さん、おはようございます。御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成24年平群町議会第7回定例会を開会いたします。

町長、開会に当たり、招集のごあいさつをお願いします。はい、町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

ことしも余すところ1カ月となりましたが、ことしの師走は三年数カ月ぶりの衆議院選挙ということもございまして、まちの雰囲気も例年になく慌ただしさを帯びているように感じております。

本日、平成24年第7回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとお忙しいところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、9月定例議会から3カ月が経過し、町内におきましてもさまざまな行事が開催されました。

9月17日には敬老会を中央公民館で開催いたしました。10月7日には、秋晴れの中、町民体育大会が開催され、親子競技などさまざまな競技にたくさんの方の参加をいただき、スポーツの祭典にふさわしい楽しい一日となりました。10月27日から11月3日にかけては文化祭が開催され、日々文化活動に研さんを積まれた方々の演技や作品が披露され、屋外における模擬店なども開催されまして、たくさんの観覧者や来訪者でにぎわいました。また、長年にわたり町政発展のために献身的に努力され、広く町民の模範となられた方への自治功労者表彰もとり行わせていただきました。11月17日には、人権・命の尊さへの町民集会を開催し、平群町で発生した痛ましい事件を風化させることなく、命の大切さを改めて心に刻み込む機会として多くの町民の参加をいただきました。11月18日には竜田川クリーンキャンペーンを実施しました。竜田川をより身近な川に、親子で川遊びができるような、そんな川を取り戻す取り組みとして、各種ボランティア団体や企業、奈良県職員、本町の議会や職員の皆さんの御協力をいただいたところでございます。ことしも11月25日と12月1日の2回、町行財政の現状と展望と題して住民説明会を開催させていただきました。住民の皆様からはさまざまな御意見をいただき、情報の共有も図られ、有意義な意見交換の場となりました。

さて、小学校再編に係る取り組みでございますが、西小学校区において地区

別懇談会を実施したことにつきましては、既に御報告させていただいたところでございます。その後、東小学校区、南小学校区、北小学校区の校區別懇談会を開催し、延べ46名の方に御参加をいただきました。その内容につきましては、本日お配りさせていただいた校區別懇談会結果についてのとおりでございます。これらの取り組みを踏まえ、11月29日に開催されました定例の教育委員会においても一定の方向性が示されておりますので、町といたしましては、西小学校と東小学校を再編し、新しい学校として平成26年4月に東小学校の校舎を使用して開校してまいりたいと考えております。しかし、開校までにはさまざまな課題もありますので、町民の皆様の御理解と御協力もいただきながら進めてまいる所存であります。議員各位におかれましても、御理解、御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会では、報告案件が1件、承認案件が1件、条例の制定、改正案が11件、平成24年度一般会計並びに特別会計の補正予算が5件、契約議決案件が2件、その他議決をいただく案件が3件、人事案件が3件、計26件の議案を上程させていただいております。慎重な審議の上、それぞれ承認、可決、同意を賜りますようお願い申し上げまして冒頭のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これより、本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいま局長が報告したとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により3番、奥田君、4番、森田君を指名いたします。本定例会会期中よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から12月14日までの12日間といたしたいと思いますが、異議ございませ

んか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの12日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局 長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

12月 3日（月） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

12月 4日（火） 総務建設委員会 午後2時より

12月 5日（水） 文教厚生委員会 午前9時30分より

12月 6日（木） 空いてございます。

12月 7日（金） 空いてございます。

12月 8日（土） 休会でございます。

12月 9日（日） 休会でございます。

12月10日（月） 空いてございます。

12月11日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月12日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月13日（木） 空いてございます。

12月14日（金） 本会議（最終日） 午後2時からで

ございます。

以上でございます。

○議 長

日程第3 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。山口君。

○議会運営委員長（山口昌亮）

議会運営委員会は10月2日、それから10月15日の2回にわたってですね、一つは今年度3回目になる議会報告会について、この内容について協議いたしました。また、11月19日には、きょうから始まりました第7回定例会の日程及び町長提出議案などについて協議いたしました。

以上です。

○議 長

1 1 月 5 日開催の総務建設委員会の報告を求めます。下中君。

○総務建設委員長（下中一郎）

去る平成24年11月5日月曜日、午後1時30分より総務建設委員会を開きました。案件については、菊美台汚水処理施設の利用について。土砂等による土地の埋め立て規制の状況について。活性化センターリニューアルについて提案あり、報告があり、協議を行いました。あわせて、土砂等条例による埋め立て規制の状況についてと、菊美台汚水処理施設の現地視察、確認を行いました。

以上です。

○議 長

1 1 月 1 9 日開催の文教厚生委員会の報告を求めます。植田君。

○文教厚生委員長（植田いずみ）

去る11月19日月曜日、午前10時より文教厚生委員会を開催いたしました。

案件といたしましては、家庭ごみ有料制について、また幼保一体化施設建設用地取得についての報告を受けました。

以上です。

○議 長

以上で諸般の報告は終わります。

日程第4 報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について（平群町暴力団排除条例の一部を改正する条例について）

報告を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、報告第1号について御説明申し上げます。

議会の委任による専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年12月3日報告

平群町長 岩崎万勉

次のページをお願いします。

専決処分書。

平群町暴力団排除条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された

町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成24年10月29日

平群町長 岩崎万勉

次のページ、お願いします。

平群町暴力団排除条例の一部を改正する条例について。

平群町暴力団排除条例（平成23年12月平群町条例第29号）の一部を次のように改正する。

平成24年10月29日

平群町長 岩崎万勉

提案理由のほうから御説明させていただきます。次のページをお願いいたします。

提案理由としまして、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

返っていただきまして、という提案理由で、平群町暴力団排除条例の一部を改正する条例。

第2条第6号中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附則 この条例は、平成24年10月30日から施行する。

内容につきまして、簡単に新旧対照表で御説明申し上げたいと思います。新旧対照表のほうをごらんください。

条例の第2条に定義っていうのがあります。この中で（6）現行の条例で言いますと、関係団体の法第32条の2第1項というのがあります。これは内容は上位法の暴力団新法の都道府県暴力追放運動推進センターを指しております。これを指し示す記載条項が上位法がここに一文追加条項がございましたんで、その条項ずれによるものでございます。ということで、新しく定義のほうで新しい新条例におきましては、（6）で第32条の3ということで、条項ずれの分を修正しております。

以上、簡単ではございますけども、御報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度平群町一般会計補正予算（第4号）について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

承認第4号 提案理由説明

○議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

承認第4号については、原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

日程第6 議案第56号 平群町役場北部支所設置条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第56号 提案理由説明

○議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。高幣君。

○7 番

北部支所を置く件に関してのね、ことについてどうこうというもんじゃないんですが、ここには常時職員を配置するのか、あるいは兼務職を置くのか、このあたりの人員配置等についてお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

支所という定義づけですので、当然その職員の配置っていうのが、基本的には必要になるというふうなことも言われてるんですけども、いま、現時点では、まずこの施設を住民サービスに活用するというのを第一に考えまして、とりあえず常時職員をそこに配置するというところまでは予定をされてないんですけども、基本的には配置できるような状況の建物にしていますんで、今後配置していくっていうことについて、また、例えば兼務で配置していくっていうふうなことなんかについても検討したいものというふうに考えます。

○議 長

高幣君。

○7 番

わかりました。ただ、よそから見た場合、支所というふうな観点で見られると、やはり職員がいるのかなというふうに見られる可能性がありますので、このあたりについてはくれぐれも注意をしてお願いをしたい。

以上、要望だけです。

○議 長

ほかにございませんか。下中君。

○10番

北部支所ということで、近鉄不動産からの移管ということで整地されるということですが、これは総務建設委員会でも現地を確認いたしました。多分下の河川、それと道路、上の線路等で複合な地域に立地してると思います。その中でも緊急事態等で片側しか進入できないという、かなり難点もあろうかと思いますが、その辺、改善の余地があるのか、いや、このまま現状のままで行くのか、その辺についてどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

当該施設につきましては、いま、おっしゃられましたように、先般の総務建設委員会の中でも議論していただいて現地も見てもらっています。見てのとおり、進入路につきましては片側になってますんで、そういう意味じゃ、今後使い勝手も含めていろいろ問題があろうかなというふうなことも懸念はされるところなんですけども、いまのところ安全対策の問題とかいうふうなことがクリアできない以上は、このいま現行のままですというので、いま現在において、これをどうこうするっていうふうな計画予定はしておりません。今後、地元ともその辺については安全面、また交通行政とも協議しながらということになるというふうには思っています。

○議 長

下中君。

○10番

現地開設については現状のまま設置をしていくということで、ただ、今後の緊急事態等も含めて検討していくという理解でよろしいですか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

おっしゃられました意見については受けとめまして、検討はしてみたいというふうに思います。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は会議規則第39条の規定により、総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第57号 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第57号 提案理由説明

○議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

次の議案とも関係するんですがね、中身のことは別にして、いま説明のあった国のほうの地域主権改革、地域改革推進第2次一括法とか第1次一括法とか呼ばれてるもので、相当数の法律がですね、条例で定めるといようなことになるということなんですね。ここで聞いといたほうがいいと思うんですが、聞くところによると、12月議会で県内のある議会じゃあ、200本もの条例制定が12月議会に出されてると。平群町の場合は今回これで見ると、この次の58号と2件だけなんですけどね、今後その点、どのように考えてるのか。例えばですよ、3月議会に200本になるかどうかは別にして、100本以上のそういう条例案が出されて、開会の3日前にですね、議案を私たちがいただいて、それを全部見るっていうのは、まず不可能に近いことですから、その辺、どのような計画になってるのか。ここで聞くのがいいのかちょっと議案そのものと直接関係はしないですけども、今後の要するに議員活動としての関係が非常に深いので、ちょっとですね、どのような計画に平群町としてはなってるのか。その点答弁いただけませんか。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

ただいま御質問いただきました、いわゆる一括法の関係でございますが、正直申し上げまして、いわゆる国の法律改正に伴いまして、当然、市町村の事務においてくる部分というのが多々ございます。その中で、今回御提案させていただいてるような条例の制定というのが当然発生してくるわけなんですけど、正直なところ、関係法令の改正が、平群町だけに特化した言い方になるかとは存じますが、いまのところ、どれぐらいの条例改正が必要であるか。法律の中身も含めてなんですけども、うちの条例と法律の改正を押しなべて比べた中で、どれだけの条例改正等が3月議会で必要なのかというのは、正直つかみ切れてないところがございますが、ただ、非常に憶測的な物の言い方になって恐縮なんですけども、いまつかんでる情報では、そんなに大きな条例改正等が3月議会に必要なことは想定は正直してないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○6番

それならいいんですけどね、橿原市は200本って聞いてます。だから、平群町の場合、資料持ってますけど、1次と2次で全部で230本ぐらい法律変わってるんですね。それを平群町に関係しない分もたくさんありますから、も

ちろん全部が全部じゃないですけども。ということはね、そういうものではできるだけ早く、要するに議案3日前とか言わずにですね、今回のやつでも、これほとんど説明もなかったんですけども、一応説明としては国の法律をそのまま写しただけということなんでね、私たちもそれを信用して、もう中身全部精査できませんけれども、ただね、言っときたいのは、国の法律の中で法律を地方分権の関係で条例化する場合でも、その中で平群町にとってはこれはやっぱり住民にとってこのように改善したほうがいいよというようなもん、今回一つだけ年数の2年から5年というのはありますけれども、そういうものについてはね、早目に法律とはこう違いますという点、これはこういうふうに進むんですとか、遅れるんですというのは言うかどうかわかりませんが、その点が一番住民にとって関係することですから、今回、これも同じように配付されましたけれどもね、こういう問題は事前にですね、きちんとやっぱりね、説明を通常閉会中の協議会の委員会もやってるわけですから、そういうところちゃんと説明すべきだというふうに思いますので、今後その点はですね、きちんとやっていただきたいということはお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議 長

副町長。

○副町長

ただいま山口議員から御指摘ございました内容につきましては、再度課長から答弁ございましたように、全体の本数については精査していきたいと思いますが、やはり議会各議員の御負担を考えますと、分量によってはですね、またそういう場を設けてもええんではないかというふうにも考えておりますので、そういう御理解でよろしくお願い申し上げます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第57号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり可決することに決しました。

日程第8 議案第58号 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第58号 提案理由説明

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

素朴な疑問なんですけどね、これは提案理由、さっきのと全く、全く一緒です。一字一句変わってない。提案理由ね。要するにこの条例名なんですけどね、57号のほうが地域密着型サービスなんです。58号が地域密着型介護予防サービスなんです。これは普通に考えると、57号は地域密着型介護サービスってすべきでないのかなと素朴に思うんですけどね、中身も介護のことでしょう。要するに介護保険法の関連で条例制定するわけですから、これはこれで間違いはないですか。その点だけ。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

この表現については、県下各市町村とも調整をいたしまして、こういうことで統一をするということで協議をしております。特に7町で詳細にわたって協議をして提案するということになっておりますので、よろしく御理解いただき

たいところ思います。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。
これより、議案第58号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご
ざいませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり可決することに
決しました。

日程第9 議案第59号 平群町行政組織条例の一部を改正する条例につい
て

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第59号 提案理由説明

○議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。高幣君。

○7 番

行政改革の一環であろうとは思いますが、ただ、申し上げておきたいんですが、
このネーミング、課の名前のネーミングは一体だれがつけたのか。私自身、ち
よっと不思議に思ってる分野があります。例えば、観光産業課。観光産業課と

というのは、これは通称観光産業というのが一つの枠になるわけです。これ以外のことはどこでやるのかということになります。この名前のネーミングのつけ方、どなたか知りませんが、もちろん観光を売り物にしていくという、そういう考え方があるかもしれませんが、ここは観光産業課という考え方はないと思います。それから、同じように総務防災課と。これも同様です。防災を売り物にするために総務防災課にしたのかどうか知りませんが、やはりこういうところ、防災課というのは、もしあるんならば、防災課であって、総務防災課という表現は余りよくないと。という意味で、ネーミングについてどんな考え方でつけられたのか。

それから、この目的は一体、もうちょっと、なぜこれをやったのか。この提案理由についても書いておられますけれども、ちょっとわからない面がありますので、もう少し具体的に、これをやることによって平群町が今後どういうふうにしていくのか。このあたりについての御答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

まず初めに、課名のネーミングの御質問でした。これについては、庁内のほうで関係課を集めて協議した結果、こういう名称にしています。例えば、観光産業課という名称につきましては、現行では都市計画、建設、駅周辺整備事業、こういった業務があるんですけども、商工、観光、農業関係事業、これらに関連づけてしたほうが業務としては成り立つというか、効率が上がるだろうというふうなことで、それを総称して観光産業課にしたりとかいうふうな形でネーミングをしています。総務防災課におきましても、確かにおっしゃる意味はよくわかるんですけども、防災がこぞずっと最近の住民の関心も含めてあります。防災強化というふうなことをやっぱり全面に出して、行政としてもやっていくというふうなねらいから総務防災課というふうな、住民の方がわかりやすい。どこの課に聞けば防災のことがわかるのかということがわかるようにというふうなことでしております。

それから、今回の条例改正の目的でありますけれども、これにつきましては、御承知のとおり、地方自治体にとっては平成11年でしたかね、地方分権推進法ができて、これを契機に地方自治体は大きな転機っていうか分岐点を設けてなっています。そんな中で、以前でしたら国や県がつくったものを、それをそのまま市町村はその指導に基づいてやっておればよかったんですけども、地方分権化が進む中で、地方の中で、先ほども少し山口議員からもありましたけども、町として政策形成をきちんとしていかなければならないというふうなこと

もあって、そういった政策形成能力を高めていくっていう、そういう課が必要というふうなことで総合政策課があったんですけども、それをさらに一歩進めて政策推進課というふうな形をとってきたところでございます。大体そういったことで、分権自治が進む中で、行政体としてできるだけ少ない人員で効率を高めていくというふうなことを目的に今回しています。組織改革そのものにつきましては、平成19年に大幅に変えてるんですけども、一応その方向の中で、実際5年間経過して、事務事業をやっていく中で、さらに最適な事務分掌をすることによって、業務をより効率的にやっていこうというのがねらいでございます。

○議長

高幣君。

○7番

一生懸命御説明で趣旨はわかりましたけども、ただ、いかんせん、私自身は最後まで観光産業課という、この名称のつけ方については異議は持っております。町が考えられることですから、よろしいですけども、観光というのは一体どの分野に入っていくかとか、そういう観点で考えたときに、あくまで観光が前にあるのは何か違和感を感じております。

以上、申し上げます。

○議長

ほかにございませんか。植田君。

○5番

監理課のところを都市建設課に変える中で、公営住宅に関することという文言が事務分掌の中にまとまって、住宅政策に関することというふうになってると思うんです。公営住宅に関することって、ある意味公営住宅に限定をされた形での分なんだと思いますが、それが住宅政策に関することというふうに変ったのか、それとも中身自体にもう少し広く住宅、平群町の空き家とかいうのもありますので、そこら辺のところも含めた形でのこれから展開をしていこうというふうに思っているのか、そこら辺のところをもう少し説明してもらえませんか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

今まででしたら、公営住宅に関することということで、ある程度住宅政策そのものがある意味限定的な取り扱いやったんですけども、ここ最近、やっぱり

いろいろな空き家の対策とか、いわゆる公営住宅以外の一般住宅の政策等々についても関心が深まっています。そういったことも含めて、住宅政策全般に関するということとということで事務分掌をきちんと明確にして、新たな都市建設課のほうに担っていただくというふうなのがねらいです。

○議長

山口君。

○6番

私もさつき高幣議員と一緒にね、観光産業課、それから政策推進課、総合政策課と政策推進課とどこが違うのっていうね。思うのと、観光産業課、平群町の基幹産業は農業ってずっと言ってるわけでしょう。観光がこれから基幹産業にするということでこういう名前にされてるのか。意図することはわからなくてもないですけどね、やっぱり農業中心にずっとやってきて、仕事の中身もそれが中心じゃないですか。商工よりも、商工もありますけども、基本的には農業がメインでずっといろんな形の施策をとられてきた。やっぱりそこは大事にしないと。観光って名前つけたって、観光の分野っていうのはまだまだ少ないわけでしょう。それは力入れられるのは結構ですけども、そういう安易な何か見かけ倒しみたいなやり方っていうのはいかななものかというのが1点。

それから、鳴り物入りでね、総合政策課つくったわけでしょう。他の課との、要するに横の連携を縦割りじゃなくて、きちんと全体を見るっていうことで総合政策課やったわけでしょう。だから総合がついてるわけでしょう。今回も事務の所掌の中には入ってますけどもね、政策推進課になれば政策を推進するっていうこと。何の政策推進するのかわかりませんが。これまでだって総合政策課が何をやってたかっていうのはよくわかりませんよ。総合計画中心。あとは議会に対する説明。これまで総務省がやってたようなことをやられてたわけですけども、しかし実際財政を握ってるのは総務課長のほうと。そういう点ではね、もうちょっとわかりやすくしようという、その点はわからなくはないんです。ただ、名前のつけ方は安易だし、ちょっと余りにもやり方としてどうなのかなど。私はどちらかと言うと、部長制廃止したのは間違いだと思ってる。人数減ってきて、余り職制をつくるのはどうかというのはあるかもわかりませんが、しかし、もうちょっとね、ラインをやっぱりちゃんとしないと、単にこの名前をつけたからって、そんな変わるもんじゃない。だから、何だって一緒だって言われればそうかもわかりませんが、ちょっと意図するところが余りにはっきりしないし、住民の方が役場に来られて、じゃあ、どこへ行こうかってなったときに、やっぱりわかりにくいでしょう、これでは。その点もありますから、これはもう1回考え直されたほうがいいんじゃないで

すか。どうしてもこれでいくということですか。考え直す余地はあるのかどうか。その点どうですか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

いろいろ見方はあると思いますし、いまおっしゃったようなことも見方として当然あると思うんですけども、いま現在としては、今回、1年間以上かけて一応、庁内の中で事務分掌の見直しを含めて議論してきた結果ということで、ただ、これがベストというふうにはもちろん思ってませんので、今回につきましてはこれで通していただきたいというふうには考えてます。やっていく中で、当然、不都合な部分とか、住民の方がわかりにくいとか、よりわかりにくくなったとかいうふうなことが結果として見えてくれば、それは当然また条例改正等もしながら軌道修正していくというふうには考えてます。

○議 長

山口君。

○6 番

事前にね、これ全く相談なかったんですよ、議案出るまで。そんな重要ではないという判断ですか。この程度の改編は、別に議会に事前に報告しなくても、定例会にぱっと出せばそれでええやろうと。私たちもこんなんでも反対する気はもちろんですよ。ないですけども、やっぱりね、形っていうのも大事ですし、住民との関係で窓口業務っていうのがいっぱいあるわけですから、全く事前に何の説明もなく9月議会で議員から質問あったときには、いま検討中だっていうことで、ほんでもう要するに議会直前になって、これがぽんと出てきたわけでしょう。そのやり方っていうのはどうなんですか。もっと事前に議員の意見も聞いて1年間考えてきたって言うけど、じゃあ、途中でやっぱりこういうふうには考えてるけれどもどうかという、こういう中身についてやっぱりコンセンサス必要だと思うんですよ。別に賛成、反対するような中身じゃないですからね。ただ、しかし、やっぱり町の要するに組織の改編ですから、その点についてやっぱり事前に説明してもらわないと、私はちょっとおかしいなというふうに思うんです。その点はどうですか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

見解が分かれるところかも知れないですけども、先ほども申しあげましたように、基本的には大きなラインというか骨格っていうのは、そのまま踏襲して

います。ただ、やっている中で、5年間経過して、部分的にちょっとこの課とこの課との業務バランスがちょっと崩れてるとか、関連性が薄いとかいうふうなところについて修正を加えたというのが今回の内容でございます。とはいえ、例えば総合政策課の話がありましたけども、総合政策課のほうに今回、総合政策課を政策推進課に改めて、そこに財政を持っていくっていうふうなことになります。この辺については町長、副町長とも十分に議論させていただいて、いわゆる行政運営の中核となってきました企画、それから財政、人事、この3つをどの課がどのように分担してやるのが一番いいのかということについて随分議論した結果のことでございます。ということで、重要ではないというふうにはもちろん思っておりませんが、今回については微調整というか、いま言いましたような財政がどちらで持つかというふうなことについては、微調整に当たるかどうか、それは見方にもよると思いますけども、基本的にはそういった内容で今回は改正させていただきたいというふうな提案をさせていただきました。

○議 長

山口君。

○6 番

そんなこと聞いてへんやない。中身のことは言ってないでしょう。中身って言ったって、それはもちろん意見はありますよ。でもこの場に来て、ここで意見言ったって仕方がないでしょうという話ですよ。4月からだったら、まだ3月議会もあるわけじゃないですか。ということはね、議会でもいろんな意見も聞いてですね、名前話も含めてですよ。だって総合政策課っていう名前一つにしたって、鳴り物入りでね、全体をとということでしょう。今後じゃあ政策推進課、何で総合でなくて推進になるんですかって、財政持ったらこういうふうにな名前になるんですかっていうようなことも含めてね、そのね、いまここでばつとそういう説明されたって、もうちょっとやっぱりね、要するに執行部側とそれは相談されたのはわかりますけれども、なぜ事前に議会にじゃあ相談なかったんですかっていう質問には何も答えてないじゃないですか、いまの。中身ちゃんとやってますっていうのは、それはわかりますよ。いいかげんなもん出してきてるとはだれも思ってませんから。そんなことじゃなくて、こんなも含めて、事前に当然議会に諮るべきではなかったんですかって聞いている。その必要はないということなんですかって聞いている。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

基本的には管理運営事項の範囲かなというふうに思っていますので、行政の責任で組織について考えるべきかなというふうに思っています。ただ、内容によっては当然議会議員の方にも意見を聞いてというふうなことが必要かと思えますけども、今回の範囲の内容につきましては、行政サイドで一応検討させていただいたというふうなことでございます。

○議長

町長。

○町長

確かに御指摘の面があろうかと思えます。前もって委員会なり、あるいは全員協議会なりで説明しておくべきだったかなという点は反省しなければならないというふうに思っております。そのことはそういうふうに申し上げさせていただきます。

私が就任して以来、就任直後に部長制を廃止いたしまして、現在の13課の体制でここまでやってまいりました。その間、いろいろ住民福祉の向上のために努めてきたわけですが、なかなか十分に機能してない部分があるのかなというところで、見直しをすべきであるというふうには常々感じておりました。そういうこともございまして、今後、組織力を強化いたしまして、少ない職員の人数でいかに効率的に組織力を強化して効率的な行政ができるかということはずっと考えてまいりまして、そんなことで今回の提案ということでございます。ちょっと御説明が足らなかった分につきましては反省しなければなりません、ここは何とかこの方法です、市内でも十分協議いたしました。議会の皆さん方に相談しなかったということにつきましては、反省しなければなりません、一たんこれでしばらくは、この体制で何とかやらせていただきたいなというふうに思っておりますので、不十分ではございますが、御理解、御協力いただきますようお願い申し上げる次第でございます。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

中身について総務財政課長にちょっとお聞きします。

基本的にね、よう1年間精査されたなと思う点があります。というのは、議会のほうでもありますように、公共交通の特別委員会が設置をされておるわけですが、いままではコミュニティバスは総務財政課でありました。それで、近鉄関係のほうは総合政策課のほうで担当されておったわけですが、地域にとって、要するに公共交通の充実は、より一層平群町の重要な課題でもございます。それを今度新たに来年4月1日から総務防災課ですか、そこ

で今度明文化されて、これ新規に公共交通政策に関する事、これがこの改正の中で新しく出てきた事務分掌の関係だと思いますが、その点一つ確認したいことと、監理課がございましたが、それは各課にいろいろ移されたという認識を持っておりますが、その点について、私の認識は間違っておるのかどうかということと、公共交通についてきちんと明文化されたということには一定評価をしておりますが、その点、総務財政課長、どうでしょう。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

ただいま申されましたとおり、総務防災課のほうで公共交通関係の業務を政策全般として引き受けるというふうにさせてもらっているのは、これも一つの目的というふうに考えてます。先ほどの住宅政策と同様に、なかなかこの課が請け負うんかというふうなことで、きちんとした連携がとれてなかったというようなこともありましたんで、一本化してということがねらいです。監理課の業務につきましては、監理課のほうで持っておりました管財及び入札関係の業務について総務部門が持つほうがよりいいやろうというふうなことが庁内の中でも検討結果としてありましたので、それを総務部のほうに持ってきたというふうなことでございます。

○議長

馬本君。

○12番

ということは、基本的には今度新たに事務分掌できたのは、総務防災課の要するに10番ですね。公共交通政策に関する事。この項目一つという認識で改めてもう1回聞きますけど、その認識でよろしいですか。あとはもう移転云々は各課に監理課をいろいろ移されたということはこれ見たらわかりますので、それ以外に新規にできた事務分掌はここにありますか。私はそれ一つしかないんじゃないかなというふうに思ってます。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

そういった意味で新規に新たな項目として起こしたものは、公共交通の部分でございます。

○議長

馬本君。

○12番

ということは、行政としてですよ、要するに公共交通にいかに取り組んでおられるなということを表示されたように私は認識をしております。議長、結構です。

○議長

高幣君。

○7番

微に入り細に入りはやめとこうと思ってたんですが、若干そんな話もいま出てるんですけども、もう少しよく見られたかどうかなという気がしております。

資料の規則の係制の問題のところを見ても、若干ダブってるような感じが見受けられるんですが、本当に時間かけてやられたんだとは思いますが、例えば地域振興センターの所管、それから活性化センターの所管、これはちょっとどないなってるのかなと。やはりね、こういう組織っていうのは、私、案外組織論好きなもんで、言いたしたら切りがないんですけども、ちょっとここ、地域活性化センターですか、活性化センターの所管と、それから地域振興センターの所管が何かおかしいんじゃないかなと。もう少し詰めて言いますと、総合政策の中にですね、地域振興センターが入るんですかね。もうちょっとその辺、この係までを見た上で精査されたほうがいいんじゃないですか。また修正されるのであれば修正していただいて結構です。これページ数が書いておりませんので、何ページがどうこうとか言えませんけれども。規則のほうですね。私自身見てもわからんようになってきたんです、いま。規則のほうで企画政策係、これは政策推進課ですね。そこに企画政策係というのがありまして、その中に平群町地域振興センターとの連絡調整に関する事というのが19番目に入ってるんですよ。そして、観光産業課を見ますと、13番目、農業振興係の中に、活性化センター（くまがしステーション）の管理運営に関する事。この辺、ちょっとダブるんじゃないかなと。連絡調整と運営に関する事。言葉がちょっと表現は違いますけれども、ダブるような組織がこの中にほかにもあるんじゃないかなという気がしてきたわけです。これをじっと見てみたら。やはりもう少し精査を、もちろん規則ですから精査されればいいことですから、見ていかれたらいかがかと思えます。ページ数が書いておられませんので、何ページの何がというようなことはちょっと言いにくいです。ということで、これは規則ですから、庁内でもう1回この規則を見直してみたらいかがかなと思えます。これはもう話だけです。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

すみません。いまの御意見なんですけども、一応振り分けとしましては、地域振興センターっていうのは一つの外郭団体ということで、その考え方としましては、外郭団体は一応大きなものは土地開発公社と地域振興センターと社会福祉協議会というのになって、いわゆるそういう法人組織の窓口としては、地域振興センターについては政策推進課、それから社会福祉協議会については福祉課、それから土地開発公社についても今回は財政のところである政策推進課ということになると思うんですけども、そういう振り分けをしています。具体的にそこが管理している活性化センターっていうのは、いわゆる農業振興施設でもありますので、そういった意味じゃ、観光産業課のほうで、その辺の関係は受け持ってもらおうというふうな、そういう振り分けということで御理解願いたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより、議案第59号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり可決することに決しました。

日程第10 議案第60号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

について

- 日程第 1 1 議案第 6 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 6 2 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 6 3 号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

以上 4 件については、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由を求めます。

まず、議案第 6 0 号の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第 6 0 号 提案理由説明

○議長

次に、議案第 6 1 号の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第 6 1 号 提案理由説明

○議長

次に、議案第 6 2 号の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第 6 2 号 提案理由説明

○議長

次に、議案第 6 3 号の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第 6 3 号 提案理由説明

○議長

これより、議案第 6 0 号、議案第 6 1 号、議案第 6 2 号、議案第 6 3 号の質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第 6 0 号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより、議案第60号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思いますですが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第60号については、原案どおり可決することに決しました。

○議 長

これより、議案第61号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより、議案第61号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思いますですが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第61号については、原案どおり可決することに決しました。
これより、議案第62号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより、議案第62号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思いますですが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第62号については、原案どおり可決することに決しました。

これより、議案第63号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより、議案第63号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第63号については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第14 議案第64号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第64号 提案理由説明

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

この際聞いときますけど、町長、これはいつまで続けるつもりですか。いまの段階での考えを聞かせていただけますか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

いつまで続けるかっていうのは、いまここで明言できはしないんですけども、

先ほどの全員協議会でしたか、財政のお話もさせてもらったと思うんですけども、来年度、今年度もそうですけども、24、25、26、そこらは非常に平群町の財政にとっては大きな山場というふうになってますんで、25年度についても非常に厳しい財政運営の中で緊縮型財政、予算を組まざるを得ないというふうなことも申し上げました。そういうことで、いつまでっていうことは申し上げられないんですけども、早く財政を健全化に導いて、もとの状態に戻したいというふうには思います。

○議 長

山口君。

○6 番

この間、いろいろ議論してきましたけれども、平成22年度に1億幾らの黒字になった。それまで3年間は毎年2億以上、単年度収支で言えば一般会計で黒字にしてですね、これはいろんな要因があって、そのことは言いませんが、町長が最初、就任されたときの計画では、もう既にこのような2割カットの措置はですね、終わってないといけない。それをまだこれから3年後もまだ厳しい。この前の今後の財政状況の説明ではですね、3年後でしたっけ、2年後か3年後には5億ぐらいの赤字になるようなシミュレーションになってるわけですね。もちろん厳しい要因はいろいろあって、別にだれも町長1人の責任とは思いませんし、そうではないんでしょうけども、しかしね、同じようなことをずうっと、要するにこのことでも言ってますけれども、一番大きいのはやっぱり固定資産税なんです。住民に負担をずうっと。当面と言っておきながら、もう5年ですよ。来年も別に条例改正ももどに戻すとなっていないわけですから当面続くわけでしょう、いまの財政状況やったら。当面どころじゃないじゃないですか。10年単位の話になってきますよ。そのことが一番大きい問題があって、こういう細かいというか、それぞれのいろいろ行政に力を尽くしていただいている方々にも御苦勞をかけてるわけじゃないですか。見通し全く示せてないというのがいまの実態ですからね。いま、課長の答弁のとおりだと思うんですけども、町長、その点どのように考えておられるんですか。3月には新しい予算編成もありますけれども、いまの段階でどのように考えてるのか、それはちゃんときちんと表明していただかないと、私はいけないというふうに思いますよ。これをやるということは、ほかの問題も全部これですからね。いまのまま当面続くという話やないですか、いまのままやったら。この間、住民説明会でも当然その辺の話は説明されたと思うんですけども、やっぱりここでも、12月議会でもちょっとその辺きちんとね、来年度の予算編成に当たった計画もそろそろ出てるでしょうから一言言っていただけますか。

○議 長

町長。

○町 長

既に私が就任して、もう6年が経過しようとしています。そういった意味からしますとですね、大きな改革が20年度から行っているところですが、5年たってもまだ見通しが立たないのかと、こういう御指摘をいただければ、それは真摯に承っておかなければならないなというふうに思っておりますし、一刻も早くこの危機を乗り越えるべく全庁一丸となって取り組んでいかなければならないというのは思いはいたしております。したがって、現実にはですね、基金がないというのは非常に厳しい問題であります。ぎりぎりのところでいままでは何とかやってきたわけですが、単年度で赤字に下振れすれば、直ちに赤字団体というふうな状況にあるということですが、それを何とかしなければならぬというのは私の責任であるわけですが、いましばらく皆さん方の御指導、御鞭撻もいただきながら安定的な財政運営ができるように努めてまいりたいというふうに思います。答弁になってるかどうかわかりませんが、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議 長

ほかにございませぬか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより、議案第64号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり可決することに決しました。

10時50分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時33分)

再 開 (午前10時50分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

日程第15 議案第65号 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第65号 提案理由説明

○議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

ごみ有料化は社会の趨勢だというふうに私は思うんですけども、これは平成21年4月の減量等推進審議会の答申でですね、基づいて実施ということじゃないかと思うんですけども、このところでですね、実施時期については住民説明会を行い合意を図られたうち実施というふうに書かれてるんですね。ごみの説明会においてもですね、いろいろ意見が出ておりました。またですね、声なき声もあろうかということも存じ上げております。どの辺をもってですね、合意形成が図れたというのが思ってこの条例改正案を出されたのか、再度確認させていただきます。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

ただいまの御質問でございます。住民の合意形成がどれだけ図れたのかというところでございます。当然、町といたしましても住民の皆様にご説明申し上げ

げ、住民合意形成を得て実施するのが本意でございます。そういう中で、十分、内容につきまして住民説明会あるいは懇談会を通じまして御説明を申し上げてまいりました。

振り返りますと、おっしゃっていただきましたように、20年、ごみ有料化が有効な方法であるという答申を審議会からいただきまして、住民説明会を22年に全自治会を回りまして御説明をさせていただいてまいりました。その中で、やはりいろんなお声をお聞きいたしまして、ごみ有料化の前にすべきことがあるのではないかという御意見もいただきまして、その中で町として大きな課題として、ごみステーションの状況につきましては、非常にきっちりと整備がなされていない中で、カラスや、あるいはごみ散乱の対策を講じなければならない。また、ごみ出し困難者の方に対する配慮が必要ではないか。また、プラスチック製容器・包装でございます。ペットボトルあるいは廃プラスチックトレイの収集につきましては、拠点回収という方法でこれまで進めてまいりましたが、この回収につきましては、住民の皆さんの身近で回収できるように実施に取り組むべきではないかというお声をいただきました。町はその3点を大きな課題として住民説明会後に取り組んでまいりました。これは住民説明会をさせていただく中で、ごみ有料化の前にすべき大きな課題であるということが住民の皆様方からも御提起をいただきました。町としては、その辺の状況を十分勘案いたしまして、有料化前に取り組むべき課題として取り組みをしてまいりました。昨年度からごみステーションの整備に対する補助あるいはネットの配布、ごみ出し困難者の皆さんに対するふれあい収集の実施、そして本年4月からプラスチック製容器・包装の各ステーションへの収集というところで実施をしてまいりまして、住民の皆さんのお声に対応させていただいてきたところでございます。そういうところもございまして、町は住民の皆さんの課題に対する対応を十分図ってきたところでございます。そういう中で、十分町としてもその道筋をつけてきたところでございまして、住民の皆さんの御理解を得たものと感じているところでございまして、今回条例案を提案させていただくものでございます。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

いま課長の御答弁であればですね、課題を解決したということは、いろいろ住民からの御提案なり問題点の指摘があって課題を解決したということとですね、住民合意というのとは意味がちょっと違うと思うんですよね。何をもって

住民の合意が得られたという判断で今回の条例改正を提案されたのか。その辺の
ことについて御答弁いただけませんか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

何をもって住民合意に達したということが言えるのかという御質問でございます。私どもも住民の皆様、この問題につきまして、いろいろと接する場合も多くございます。懇談会、説明会を通していろいろのお声を聞く中で、住民の皆さんにまずは御理解を賜らなければならないということでございますし、町の施策としていままでやってきた取り組みも含めまして御理解を得てきたところでございます。その中で、ことしの住民説明会といたしまして、10月13日と11月4日に説明会を行いました。合計で223名の住民の皆さんの御参加をいただきまして、住民の皆さんに御周知、御理解をいただくよう進めてまいりました。確かに、その中では反対をされる御意見もございましたが、大半の方につきましては御理解をいただけたものというふうに思っておりますし、その後、全自治会長さんに私、直接お会いさせていただいて、その辺の話もさせていただく中で、現在の町の取り組みについても御意見を賜りました。そういうところで十分そういう話の中では御理解をいただけたなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

私にはちょっと理解できないんですけども、住民説明会をやり、自治会長さんに説明やったことが合意形成を図られたということなんですけども、私にはそれはちょっと理解できない。それはさておきまして、文教厚生委員会でも申し上げましたが、この問題について、住民訴訟が起こっておるというふうに聞いております。本当にいまのやり方で実施した場合ですね、そういう起こる可能性、再度確認だけしたいと思います。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

いま、森田議員おっしゃっていただいている訴訟事件といいますのは、裁判事例があったということをおっしゃっていただいているのではないかと考えております。この裁判につきましては、神奈川県藤沢市で住民の方が起こされた裁

判でございます、この件につきましては、地方自治法第227条に抵触する
というところの申し出でございます、裁判の結果を確認いたしますと、裁判
所の判決としては特に地方自治法第227条に抵触するものではないという判
決も出ているところでございまして、特にその点につきましては問題ないもの
というふうに考えているところです。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

裁判沙汰にならないように、かたがたお願いしておきます。問題が起こらな
いように。

もう一つはですね、この指定を実施、手数料を取った場合ですね、本当に町
として何ぼ残るんですか、お金が、試算として。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

手数料を徴収させていただいて、収支と言うんですか、支出、当然、袋等
を作成する、あるいは店舗等に置いていただく手数料等もございまして。その辺を
一応差し引きいたしまして、先進の市町村が行っています有料制の事例を参考
にさせていただきまして、平群町で直しますと、約1,200万から300万
ぐらいの収入となるということで試算しております。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

一千二、三百万であればですね、もう少し減量化を進めれば、その金は出て
くるんじゃないかというふうに私は思うんですけども、それはもう意見として
申し上げておきます。

○議 長

植田君。

○5 番

いま森田議員の答弁に対することでも含めて質問します。

先ほど課長のほうから藤沢の裁判のこと答弁されました。藤沢の裁判はね、
これは私も何遍か言ってますが、個人の家収集に回ると。そのことが個人の
利益に係るものであって、それに対しての手数料というふうな見方をしてるの

で、227条には抵触しないというふうな判決内容かと思えます。そういう意味では、平群町の場合は個人宅への収集は基本的には行っていません。ということは、藤沢の判決の結果から見ればですね、個人の利益のために行う収集ではないということになるわけですね。だから、平群町でも行うとすれば、戸別収集を基本にして行うのであれば藤沢と同じ結果が出ると思いますが、現時点の収集態勢で行くのであれば、それは私は抵触するというふうに思っています。見解の相違と言われればそれまでかもしれませんが、それはそういう判決の中身を見れば、そういうふうきちんと明記をされていると。このことは申しておきたいと思えます。

それともう1点、私も公民館で行われたごみの説明会ですね、有料化の説明会、行かせてもらいました。反対の意見もありましたが、というふうに課長おっしゃったんですが、私は大半そうだったというふうに思っています。出された意見の中に、やはり行政側のステーションでの廃プラスチックトレイなどの回収をスタートしてくれたこと、これは非常に大事だと思ってますし、いろいろなボックスやネットに対して助成やあるいは配布という形をしていた。これも評価はしています。ただ、そういうものがこの4月からスタートした、あるいは10月からこれまでごみが多い原因の一つとして段ボールでごみ出しをされていることがあるんだというふうにずっと再三説明をされてきました。それも、10月から段ボールでのごみ出しを収集しないという形になったと。それについては評価をしたいと思うんです。ただ、そのときにも住民の方から質問があったと思うんですが、じゃあどういう状況になってきたのかと。資料を出してほしいと言ったときに、そのときに出なかったと。多くの方々から私も参加された方の意見、あるいは地域を回っていく中で御意見を伺うのは、まだいろんなことがやっと始まったばかりだと。そういう中で、いきなり12月でそういうことを決めるんですかと。もう少しやっぱりそれが必要でやってきたと言うのであれば、やっぱりその状況がどういうふうにごみの減量につながっていくのかというのは、一定期間ね、きちんとやっぱり検証していくことが必要ではないかと。その数字も出さないままに、検証期間も持たないままに12月の議会で、今議会で有料化を決めてしまうということには住民の多くからやっぱり反発があるんです。町長、あのときにもお答えされてた分ですが、この説明会に住民は2時間何がしかの来てやっぱり住民の思いを言っていると。けどそのことはまあ言うたら、この問題について再考の余地はあるんですかと問われたときに、そのつもりはないというふうにお答えられました。じゃあ何のために来たんだと、あのとき私は聞いててブーイングが起こったというふうに思っています。そういう住民のいろんな、本来行政は意見を聞いて行政執行に当たる

べきなのに、とにかく説明したからこれで行きますというふうなやり方というのは、私は民主主義に反すると思っています。そういう意味では、やはり多くの住民がこの問題についてはもう少し状況を見ていくこと、このことを求めていることと、分別に対してももっと徹底的にやはり行政側がリーダーシップをとって説明をすると。全自治会にされたときも、わたくしも自分の自治会出ましたが、かなり、申しわけないですが、毅然とした行政側の分別に対する意見をお聞きできなかつたというふうに私は感じています。そういう意味では、有価物に出せる物はきちんと分けて出してもらおう。その中身がどうなのかというのも含めてですね、そういうことも含めてもっと分別の徹底について私は行政が努力をすべきだし、それに対して住民はきちんとこたえてくれる住民の方がたくさんいらっしゃいます。そういうことをね、少なくともこのいろんなことがスタートする間に何年もかかったわけですから、1年ぐらい私は期間を持って、そのことにもっとやっぱり行政は力を注ぐべきだというふうに考えますが、その点についてもお答えいただきたい。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

お述べいただきましたところでございますが、裁判の件に関しましては、また議員のほうから資料の請求もいただいているところでございまして、また後ほどその内容につきましてはお出しをさせていただいて、十分御説明をさせていただきたいと思っております。ただ、申しますように、裁判の内容につきましては、判決につきましては、地方自治法第227条に抵触するものではないという判決は出ております。東京高等裁判所、また最高裁にまで上がりまして、昨年3月15日に最高裁の判決は棄却されております。そういうところでございまして、地方自治法の条文については抵触するところではございません。そういうところを申し上げておきます。

それから、住民説明会の中でいろいろと御意見、反対の声もお聞きをさせていただいておりますが、確かに反対としての意見はいただいております。それはもっと状況を見ることも必要ではないかという御意見もいただいておりますが、町としてやるべきことをやってきた中で、その辺につきましては、当然分別のあり方についてもっときめ細かな分別があるのではないかというところも御指摘もいただいております。それは今後も引き続いて住民の皆様をお願いをしていく。それは十分町としても考えていかなければならないというふうに思っております。今後も施策としてはその辺を十分考えながら、今回お出しいただいている手数料、有料制の件につきましては、その辺も勘案しながら今後の

施策として十分盛り込んでいく中で今回手数料の有料制の制定をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

山口君。

○6番

賛成、反対、どっちが多いねん、行政のほうはね、余り意見としては出ないけども賛成も多いんだという認識だというのは、この間おっしゃってますけども、それはもうちょっと違うということはね、はっきりさせたいほうがいいと思うんです。

私ども11月に、2年に1回やってるんですけども、住民アンケートというのをやっています。これは任意に送られてくるものですから、今回は国政の問題を中心にアンケートしたものですから、非常に枚数は少なかったんですが、その中で町政問題ではごみの問題だけが入ってます。そこではね、67%が反対なんです。賛成は10%程度なんですよ。意見もほとんどいっぱい、半分ぐらいの人が意見を書きました。そのほとんどがね、有料化でごみ減量ってのは違うだろうと。結局金だけが欲しいんでしょっていう意見がね、結構ある。これは説明会の中でもそういう意見が出てたということも聞いてます。やっぱりそれは率直に受けるべきだと思う。そのようにとられてる、そのように住民の多くの方が思っていることはよく知っていただきたいと思うんですよ。要するに町長がこの間、金がない、金がない、平群町は大変だということで住民負担増をずっとやってきたことが、いや金がないから取るんでしょって、こうなるんです。

今回の私、提案説明は非常によくできてると思います。要するに動機づけって書かれていますから、それはあるだろうと、何ぼかはね。全員じゃないですよ。逆に、じゃあ何でも別に金足して払うわけちゃうから、何でもかんでもほうり込んだるわいという人も一方でいますから、まともな人にとっては動機づけになると思いますが、別に対して生活に困ってない方だったらそっちのほうへ行く可能性もあるからね、これはもう両面あると思うんです。だから、町としてはね、私はもっと真摯に要するに金が欲しいんだとはもちろん言えないでしょうけれども、減量のためって言うんだったら違うだろうっていうのが多くの住民の本音です。そこはやっぱりしっかり受けとめていただきたいと思うんです。有料化にするほうがいろんな意味でそれはいいことも何かあるのかもわかりませんが、でも考えてみたら、いま、課長答弁で1,200っておっしゃったけれども、町に入る収入がね、でも実際に住民が支出する金は3,000

万を超えるでしょう。住民の負担は3,000万以上で、町に入る収入は1,200万。じゃあどこへ消えるの。ごみ袋つくるのと手数料払うでしょう。これ、経済効果的にはどうなんですか。町内で袋全部つくってもらうんですか。町内の雇用に役立つんですか、この金。そういうこともやっぱり私はいろいろ考えてやるべきだ。多分袋を平群につくれる業者さんいらっしゃらないと思いますんで、よそでつくるんでしょうね。これって一体何なのっていうことになるんですよ。結局1,200万の金が欲しいの。しつこく言うようですけども、そういうふうになると思うんです。私の質問はそんなことは、きょうはどっちみち付託議案ですからまた委員会でも審議されると思いますので、住民のほうは賛成が多いか反対が多いかなんて何ぼ議論したって意味がありませんから聞きませんけれども、これはもう反対のほうが多いのは圧倒的。実際違うと思うんだったらアンケートとられたらいいと思いますよ。私聞きたいのはね、今回の条例改正で、業者のほうは1キロ10円でそのままなんですね。それはそれでいいとして、20リットル、30リットル、45リットルの袋。30リットルで、これいっぱい、平均何キロですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

いま、議員お尋ねのいっぱいというのは、例えば45リットル袋で大体どれぐらいの目方になるかということですね。大体これも試算でございしますが、約5キロから6キロということでございます。

以上です。

○議長

山口君。

○6番

45リットルで5キロということですか。5キロから6キロということですか。平均ですよ。一般の家庭が出すごみとしての平均がそんな重くなりますか。これ、よその資料で出るんですね。じゃあその資料はよその資料で結構ですから出してください。

それともう一つは、さっき森田議員から質問のあった経費の問題で、1,200万程度とおっしゃったけれども、歳入歳出、年間トータルでどういうふうにして試算しているのか。その数字もあさっての委員会に出していただけますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

ただいま資料請求をいただきました。一応1, 200万の歳入歳出の試算しております資料をお出しさせていただきます。

○議 長

山口君。

○6 番

もう一回話ちょっと戻りますけど、45リットルで5キロということは、業者が出した場合、1キロ10円ですから50円ですね。今度45キロの袋は45円で買うんですね。そういうことですよ。ただ、軽い、例えば生ごみが入れば当然重くなりますけれど、水分もありますから。紙は余り出さないと思いますが、ただそういう軽いものを例えば要するに木くずとか葉っぱみたいなものを枯れ葉みたいなものを多く入れればですね、軽いですよ。ということは、これは家庭ごみのほうが事業所が出すごみより高くなるということにもこれつながりますよね。そのことがさっき聞いたかって重さ聞いたんですが、5キロもなるんかなって非常に不思議に思ったんですが、入れ方によるでしょうけども、その辺の整合性が私は考える必要、もし有料化するとすればですよ。私は反対ですからそんなことはほんまは考えたくなかったんですが、さっき見ててちらっと思ったもんですから聞いてるんですけどね、もし有料化するんだったら、その辺問題にならないのかなと。よそは事業系のごみどうしてんのかなと。そこも一緒に資料としてできたら出していただけますか。事業系、平群町は大体安いほうだというふうに私は聞いてるんですが、それで家庭ごみとの整合性、もし有料化した場合にとれるのかなと。何も事業系のごみ、何ぼ高かってもいいということ言ってるわけじゃないですよ。整合性の問題で言うておりますので、それも資料出していただけますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

事業系のごみにつきましては、いまちょっと資料として特に持ち合わせはしていないところなんですけど、調べられる範囲で調べさせていただきます、委員会のほうに出せる範囲で出させていただきますよう考えます。

以上です。

○議 長

窪君。

○8 番

付託案件になっておりますので、資料請求2点させていただきますと思います。いま、県内で39自治体中、26の自治体のごみの有料化を実施されてい

るということでありまして、そこで有料化実施の自治体の家庭系ごみ、1人1日当たりの排出量につきまして、有料化する前と有料化後の実績ですね。これを示していただきたいと思います。それから、もう1点は、この前の常任委員会でも質問しておりますが、新聞、雑誌、段ボールなどの有価物のね、集団回収実施団体の団体名と、それから一番直近の助成の交付額の実績ですね。これもお出しいただきたいと思います。それとあわせて、前回の委員会では、実施団体で、自治会で数団体、有価物の回収をされていないところもあるということもありましたので、その自治会で有価物集団回収されていない自治会名もお出しをいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

いま、窪議員のほうから資料請求がございました。有料化の実施されている自治体で、有料化前のごみの量と有料化後のごみの量の比較ができるような実績ですね。その辺についての資料でございます。それからもう1点は、有価物の集団回収の実績の資料ということで御請求をいただきました。委員会のときにお出しさせていただくように資料を整えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう1点お聞きしたいんですが、これは家庭ごみが有料化を実施されたときに、いま、多くの住民に皆さんから、大変皆さんにかかってくる問題ですので、お聞きをする大きな点が、この前も委員会でも聞いておりますが明確な御答弁がされてなかったと思ひますので、家庭から出たね、剪定木ですね。家庭から出た落ち葉や剪定木の取り扱いですね。枝木ですね。家庭から出たもののその取り扱い。指定袋に落ち葉は入れられますけれども、木とかね、枝とか、そういうこと。袋にもう細切れにしないと、チップ状そこまでいなくても細切れにしないと入れれない状況になると思ひますね。それは袋に入れるのか、それともどういふ扱いをされるのかという点と、それから家庭以外の落ち葉ですね。公な樹木ですね。これは枝は住民の皆さん切れませんのでね、その家庭以外から出た落ち葉、これに対する取り扱い、どのようにお考えかお示しいただきたいと思ひます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

有料化を実施させていただくとすれば、まず基本的には、御家庭から出るごみについて、可燃ごみについての有料指定袋でございます。当然、御家庭から出る落ち葉につきましては袋に入れていただくというのは基本でございます。ただ、剪定木等については枝物ですので、なかなか袋には入れにくいございます。そういうところもございますので、基準として、いま、約50センチぐらいになるんですけど切っていただいて束ねていただいてお出しいただくと。それにつきましては、指定袋には入れていただかなくて、束ねていただいて可燃の日にお出しいただくという方法を考えております。

それから、御家庭以外から出るごみで、俗に言う公共施設等に出てくるごみ、あるいはボランティアでごみ拾い等をしていただく、クリーン活動をしていただく中で出たごみについてということでございます。それにつきましては、一定、御家庭以外のごみというところがございますして、ボランティア袋と言うんですか、町からそれは各自治会長さんを通じましてその袋を配布させていただくように考えております。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。いまのお聞きしてましたら、家庭から出た落ち葉は有料指定袋に入れると。それ以外の枝木は50センチに切って週2回の可燃ごみのところに束て出すと。ということは、これは有料じゃないと。枝木、大きな枝木、その部分につきましては、有料ではないということよろしいんでしょうか。確認を再度したいと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

基本的に指定袋に入りませんので、入れていただくことはしていただかなくて結構ですんで、基本的に有料ではないという形になります。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

明確に御答弁いただきましたので、落ち葉は有料、簡単に言いましたら、極

端な言い方しましたら、落ち葉は袋に入りますので有料、枝はいつでも出していただけると。そういうことで明確にわかりましたが、今後その枝木ですね。平群は本当に一戸建てのおうちが多いですのでね、やはりその枝木、たくさん出てくると思うんですよ。やはりこの有料化問題は、私、有料化が中心ではなく、やっぱり減量をどうしていくかというところに視点を置いた一つの有料化ということですのでね、やはりここら辺のそういう剪定木とかの堆肥化とか、その点は平群町のごみ減量という視点でどのようにお考えなのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

ごみ減量の視点と申されました。町として考えてるのは、基本にごみの減料というのは、毎日出るごみでございまして、すごく大変重要な課題でございまして。減量していただくことによって効果というのはいろいろ考えるところでございまして。説明会の中でも申し上げておりますように、清掃センターの問題、あるいは焼却灰の処理場の問題とか環境問題とかいろいろございまして、基本的に町としては全国や奈良県のごみ排出量より多いというところもございまして、住民の皆さんに減量のお願いをさらに進めてやっていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議 長

窪君。

○8 番

私の質問の仕方がまずかったかわかりませんが、剪定木に対する取り組みですね。いま、明確に剪定木は有料ではないと。無料、いままでどおりであると言っていたきまして、じゃあその部分ね、木はそのまま木を取らない限りあるわけですね。それを堆肥化とかそういうことを考えてるのかと。そういうことのお答えをいただきたいんです。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

剪定木や草木等いろいろ堆肥化という方向で考えてるのかというようなところでございまして。2年前から三重県の業者にそのような剪定木あるいは草木等について堆肥にする事業者がございまして、そちらへも一部町のほうから堆肥化の試行的な取り組みとして実施をしているところでございまして。ただ、それ

は委託という方向になりますんで、それなりに委託費はかかっているところがございますが、それも一つの方法として堆肥化に向けた取り組みとしてやっております。これも引き続いて実施をしていくようには考えておりますが、基本的に町としてできるかどうかというところが大きな私は課題というんですか、今後の取り組むべきことだと考えております。そういう中で、いまのところまだ具体的に町で剪定枝あるいは草木等を堆肥化するという具体的なところまでは持っておりませんが、ただ、試案としては今後十分考えていかなければならないというふうにも思っておりますので、その点については十分今後検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長

窪君。

○ 8 番

近隣でいろんな取り組みをされてるところもしっかりと検証していただいて、こういうことに対する対応がなされなければ、ごみは本当に、剪定木含めましてね、本当に住民の皆さんの御協力を、すごい御努力をしていただかないといけないものですので、ですから、やっぱりここはお金もかかることです。現実に三種の廃プラスチックで相当2,000万以上の経費がね、4月から始まりましたから。2,000万以上の経費が持ち出しが増えてるわけですよ。だからリサイクルすることによって大変経費はかかりますけれども、炉の傷み等々も少し軽減できるということで、しっかりと取り組みを早急に検討していただくことだけはお願いしておきます。

○議 長

ほかにございませんか。井戸君。

○ 1 番

委員会付託ですので、資料請求のほうなんですけどお願いしたいんですけども、二つ。一つ目はこの4月から分別回収が行われてるわけですけども、今回12月議会議決になると、やっぱりちょっと時期が早いというか、どこまで検証されてるのか、ちょっと疑問のあるところがあるんです。そこで、有料化されてる他市町村はそういう分別回収が行ってからどの程度経って有料化されてるのかという、そういう資料があればできる限り、そうですね、出してほしいですけども、それを1点目と。

二つ目は、先ほど、私も町回ってましても、すごくやっぱり反対の意見といいますか、ほとんど反対の意見。びっくりされてる、急いでるという意見を聞きます。ただ、いまの町の話が聞かれてましても、いままでを感じてましても、

すごく合意形成がなされてるという感じで思われていてはるんで、それ、本当はその根拠が聞きたいとこなんですけども、いま出ました、少なくともこの自治会長、それぞれが賛成いただいているということです、中には反対があるのかわからないので、各それぞれの自治会の自治会長の賛否がどの程度なのかを出していただけたらありがたいですけど。この二つ。

○住民生活課長

いま、井戸議員から資料請求でございます。

県内の市町村で分別回収をしてどれくらい有料化を実施されてるかという内容ですか。ちょっとすみません。いま、私の頭の中ではずっと浮かんでこない、どの程度確認できるかっていうのは調べさせていただいて委員会のときに報告させていただきます。

それから、自治会長の御意見というんですか、その辺の資料があるのかというところでございます。基本的に、あくまでも自治会長さんとは私は個別に聞き取りという形で個別に話をさせていただいてるような状況でございます、特にその辺につきましては資料的にはないものでございます。ただ、私が自治会長さんと面談させていただいてお話させていただくところでは、正直、反対をされるという御意見はございませんでした。町の申しているところは十分理解できると、わかっていただいているというところも御意見としていただきましたし、そのように進めていくことはいいんじゃないかと。地元の自治会員の皆さんにも今後周知、話をしてきたいということもおっしゃっていただきました。そういうことが私の感じ取れるところでございますので、特に自治会長さんの資料をお出しさせていただくようなところはございません。すみません。

○議長

植田君。

○5番

いま課長のほうから、個別に自治会長と話をしたとおっしゃって、それはあくまで自治会長さん個人の意見ですよ。私らそこに住む住民、どの自治会長さんとお話しをされたか知らんけれども、私ら所属する自治会の自治会長から一切そんな話も聞いてませんし、そういう相談も受けてませんので、あくまでそれは自治会長個人の意見としてそうおっしゃっているだけだというふうに認識してよろしいですか。

○住民生活課長

そういうことでございます。あくまでも自治会長さんの個人としての御意見ということで、いまの平群町のごみ行政、いまのやり方等も含めて、一応課題となって話がされている、有価物の集団回収の件もでございます。確かに、有価

物の集団回収も全自治会までには至っておりませんが、その辺も含めていまのごみの処理のあり方について自治会長さんと個別に話をさせていただいたというところがございます。

以上です。

○議 長

井戸君。

○1 番

ちょっとね、いまさっきの件でなんですけども、これ、自治会長の方々から賛否、大体聞いたのっていつごろですか。私が知ってる限りでは、反対される自治会長の方もおられると思うんです。その辺とですね、さっきのもう1点の件、ごめんなさい。後になりましたけども、私が知ってる、これ自治体ですね。分別してから有料化するまでの期間でも、大体検証するので3年ほどかけたと聞いております。ですから、そういうのを踏まえてさっきお聞きしたんですけども、県内でも、あしたあさってなんで、用意できる範囲で結構ですのでお願いします。1点目は、そう考えてるんですが、いつかっていうのをお願いします。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

いつごろお話しをしたかというところがございます。住民説明会をさせていただきました。その後のところがございますんで、そういういまのごみの行政の進めるあり方についていろいろとお話しをさせていただいたというところがございます、特にいまのごみの有料化を賛否という形でお聞きしたというところではございません。ごみのいまの町のやっている内容についていろいろとお話しをさせていただいたということでございます。

以上です。

○議 長

下中君。

○10 番

いろいろと課長のほうで住民に対する説明等をされておりました、私も何回か行かせていただいた。反対の声は確かに多いことは事実だったと思います。その前に、先ほど課長のほうから22年度、23年度ですか、各自治会回ったという話されまして、実際、そこは我々はよその自治会は基本的には行きませんので、実際どういう声だったのかどうか知りませんねんけども、そのときは減量をお願いしたいという話だったと思います。ただ、話の中でひょっと、

ひょっとですよ、そういう話も出たかも知れませんが、我々議会のほうでそういう具体的な有料化の指定袋の価格が示されるまでには、一定向こうでは話はされていないと思います。私どもへ来られたときも、具体的な数字はなかったと思います。こういう方向もありますというようなことはお聞きはしましたけども、その辺からしてね、実際のところどこまで住民の理解が得られる合意形成があるかと。なかなか推しはかるのは難しいと思いますけどね、やはりその辺、実際回ったときの、本当にやっぱり減量していくんだというふうに強い意志で臨まれたのか。ただ回っただけでええわというようにも見受けられるところもあります。またある地区では、婦人会中心にもものすごく熱心にされた地区もあります。ことしの4月から廃プラ等で収集があったときにもちょっと手違いがあってもものすごくおしかりもありました。せっかく一生懸命やってるのに何ちゅうざまだというようなおしかりもあったところもあるように聞いてますので、やはりその辺がどれだけ地域住民とこへ入って行って、その辺の意識を酌み取られたのか。その辺はちょっとお聞かせ願えたらありがたいと思いますけども。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

22年度に各自治会さんを回らせていただいたというところがございます。その前段で、20年に答申をいただいて、21年に実施内容の答申を審議会からいただきまして、その年、21年に審議会の答申をいただいた内容につきまして、中間報告という形で住民説明会もさせていただきました。その点につきましては余り触れていないんですが、そういう形で中間報告をさせていただきました。そして、その中でいろいろと住民の皆さんの声を聞く中で、もっと住民の皆さんに説明をする必要があるやろというところで22年度に全自治会を回らせていただきまして、ごみ減量に向けた取り組みというところをお願いをさせていただいて説明をさせていただきました。その中で、個々個々に御家庭で減量の取り組みはこのような方法でお願いしたいということもお話しをさせていただく中で、町としては有料指定袋制というのを考えています。そういう方向で考えています。その時点でそういう考えがございますというところの御説明をさせていただきまして、その中でもいろいろ意見をいただいてきて先ほど来申しますように、有料化に踏み切るのはまだ早いんちゃうかという声もいただき、いろんな課題についてお声をいただいていたところがございます、その辺につきましては、私ども町といたしましても十分酌み取りをさせていただいて大きな課題として対処をしていかなければならないというところになり

まして、何とかその課題を克服してきたという経緯でございます。その中で住民の皆さんの声を十分お聞きさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長

下中君。

○10番

いま、課長の話では、減量化に取り組むということで各自治会を回らせていただいたと。そのときの方向性として指定袋制も視野に入れている、方向性があるということで話されました。私も事実聞いております、参加して。その中で、いま言われたように、まだちょっと早いのちゃうかとか、もう少し町としてもごみ行政にしっかり取り組めというような意見もあったことも事実やと。それを踏まえて指定袋ということで価格も決めて今般の住民説明会を終えたということで、そういうところからいろんな総合的に判断して今回の条例提案ということですから、そういう理解でいいですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

いままでのそのような経過をたどりまして、今般、総合的な判断といたしまして条例提案をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、会議規則第39条の規定により文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって本案は文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第66号 平群町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。経済建設課長。

○経済建設課長

議案第66号 提案理由説明

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。ございませんか。森田君。

○4番

この条例が出てきたということは、具体的な事例が出てると思うんですけども、具体的にわかればわかる範囲で。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

具体的な事例という御質問でございますが、これまでも町長のほうから1社内定してるという、そういった旨の説明をさせていただいております。現在です、1社、三郷町に立地をされて操業されておりますお菓子製造工場。この工場がですね、平群町のこの場所に進出をされるということが内定をしております、いま現在ですね、用地買収についてはもう終わっておるということで、用地についてはその工場のほうの所有権に変わっております。いま現在、開発の事前協議の準備をされておりました、準備が整い次第、開発の申請がされるであろうと。あわせて、当然のことながら地元の説明会も開催をさせていただきます。そのようなことを経まして工場を進出させていただきます。ただ、ちょっと時期につきましては、いま現在調整をされてるということでございまして、若干ですね、当初ですね、来年の12月操業という、そういった話しもさせていただいてるんですけども、これにつきましては若干遅れぎみであるというふうにも聞いております。また正式に決まり次第、こういった場でもお示しをさせていただきたいというふうに思います。

○議長

森田君。

○4番

西側は理解できましたが、あのエリアですね、工業ゾーンに指定されておったように記憶しておりますが、東側のほうはその後いかなっておるのでしょうか。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

東側でございますが、平成23年度で企業立地の基礎調査ということで業務発注も行いまして、一定、報告のとりまとめは行ってまいりました。あわせて、各企業にPRを行っておるということで、パンフレットもそのときにつくっております。鋭意それにつきましては立地誘導するべくPR、発信をしてきたいと思っております。

○議長

森田君。

○4番

前年度の3月議会でもそのようなパンフレットをつくるという話は聞いておりましたが、引き合いとかそういうものは具体的にあるのでしょうか。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

企業立地セミナーのほうに参加をさせていただいてます。そのときにはですね、多くの企業からいろんな打診があったというふうには聞いておるんです。ただ、具体的にこの場所で何坪の土地でどのようなものを、工場、立地したいと、その辺のところの具体論のところまでは行きついてないというところで、そんなことも含めまして、我々もパンフレットもつくったことですので、いろんな県とも連携する中で企業立地に向けて進めてまいりたいというふうに考えてます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
続いて、これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより、議案第66号について採決を行います。本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時55分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

日程第17 議案第67号 平成24年度平群町一般会計補正予算(第5号)
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第67号 提案理由説明

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。植田君。

○5番

幾つかお聞きをしたいと思います。

まず、教育費関係でいきまして、要保護、準要保護の対象者が増えたという説明だったんですが、当初予算に比べて各小学校それから中学校、どの程度的人员が増えているのかお聞きをしておきたいと思います。

それと、6次産業化の計画構築に係る策定委託料ということで980万ほど上がってるんですが、この詳しい中身、少し教えていただけますか。

それと、自治総合センターコミュニティ助成金が不採択となったということなんですが、これはどういう中身の助成金だったのか、ごめんなさい、そこら

辺も含めて、不採択になった理由があれば、それも含めてお聞きをしたいと思
います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

要保護、準要保護の増の内訳でございます。まず、小学校費東小学校でござ
います。東小学校につきましては、45名から48名と3名の増、それから西
小学校につきましても21名から24名と3名の増、南小学校につきましても
18名から21名の3名の増。それからページ変わりまして、中学校費につ
きましても34名から38名と4名の増となっております。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

特定地域再生計画の内容についての御質問をいただきました。

特定地域再生計画につきましては、若干経緯を申し上げますと、平成24年
9月に地域再生法の一部を改正する法律というのが公布されました。そこで特
定地域再生制度というのが創設をされたということです。それを受けてですね、
内閣府のほうから特定地域再生計画策定事業及び推進事業という、そういった
事業の募集をホームページでされました。それがですね、10月3日から19
日、これが募集期間なんですけども、その情報を私どもキャッチしまして、事
業計画を内閣府のほうに直接提出をさせていただいたということでございます。
それを提出してからですね、評価結果が11月8日に平群町の事業を対象事業
として選定するという、そういった旨の通知がありまして、今回12月議会に
補正予算ということで上程をさせていただいたという次第でございます。事業
内容なんですけども、これはですね、内閣府の募集要項、当然、そのメニュー
に沿った形でしなければならないということで、対象となる事業というのが、
その特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団
体が地域の将来像や課題解決のための取り組みについて調査等実施する事業と
いう、こういうことになっておりまして、それをですね、私どもは平群町の地
域産業である農業のですね、6次産業の一つの調査研究を補助採択していただ
いたらどうかと、そういったことで企画書を出させていただいたということで
ございまして、その農産業の平群町の農業の地域産業の業務につきましては、
平成23年度で緊急雇用のメニューを使って一定の調査をやっております、
一つの農業の検討というのは行ってきたわけでございます。ただ、その中でも

いろいろ課題がありましてですね、人材不足であるとかですね、当然その6次産業化につなげていくのには、非常にいろいろとハードルがありまして、なかなか6次産業化につながってないという、そういったこともございます。そんなことがありますもので、要するにその辺のところの次の展開ということでシステムを構築して農業の加工品ということで、それを付加価値を高めていく、イコールブランド化につなげていくという、そんなことを目指していけたらという、そんなことをごさいますして、まずは今回、その調査業務ということでございますので、どのような事業展開が可能なのか、あるいは人材の確保ですね。特に新興団地、ニュータウン層の定年退職者または農業者、そんな方々の人材確保をどのように確保していくかという、そういったことも含めて委託業務ということで発注をしてまいりたいということで考えてるところでございます。

続きまして、3点目のコミュニティ助成事業の関係でございます。これは観光費の委託料ということで、当初予算で399万上程をさせていただいております。地域活性化アクションプラン策定業務という、そういうことで補助申請を行ってきたわけでございますが、その中の内容としましては、観光アクションプランの次の展開ということで、要するに平群のブランド化につなげていくという一つのアクションプランを進めていきたいということで、そういうことでコミュニティ助成事業の要綱に基づいて申請をしたわけでございます。残念ながら、これは不採択になったということでございます。これは宝くじの社会貢献事業という、そういう事業の内容でございます。不採択の内容については不採択ということで通知が来たもので、内容までは聞いてないというところでございます。

○議 長

ほかにごさいますせんか。森田君。

○4 番

12ページのプリズム管理費で需用費193万2,000円。これは電磁弁の故障による光熱費の増加なんですけども、193万2,000円というのは、べらぼうな金額だと思うんですけども、これはもっと詳しくわかりませんか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

プリズムへぐりの光熱水費でございますが、この193万2,000円、大きく分けまして、水道料金が約60万円、電気料金のほうが130万円という

ことでございます。それから、水道料金のほうにつきましては、施設内の配管の漏水、また電磁弁の故障による漏水等がございまして、こういったものの対応で水道料金ということで約60万増額をさせていただいております。それから電気料金のほうですが、こちらは漏水に伴います夜間の電気使用量の増の分とですね、それから燃料費の調整単価、これは太陽光発電とかですね、そういったいろいろなものの賦課金でありますとか、それから再エネルギーの発電促進の還付金等により発生するものでございまして、去年までは一応マイナスというところになってたんですが、ことしはそれがプラスに転じまして、約毎月5万円から6万円の増になっておると、そういうことで今回補正をお願いしているところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

意味がわかりませんが、先ほどの御説明ではですね、電磁弁の故障によりですね、193万2,000円。それであれば、何日間漏水したんでしょうか。193万2,000円では、私、何度も言うんですけど、べらぼうな金額だと思うんですけども。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

漏水のほうでございますが、一応ですね、うちのほうから水道のほうへ減額申請をさせていただいてますのは、4月からですね、一応9月ということをお願いをいたしておるところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

4月から9月までわからなかったんでしょうか。だれがこれ、管理されてるんでしょうかね。管理者の責任の問題、3カ月間で減免申請してこの金額ですか。4、5、6、7、8、9で6カ月間ですよ。そんなん漏水がわからなかったというのは、ちょっと私では理解できないんですけども、どういう管理されてるんでしょうか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

いま御指摘のようにですね、ちょっと長い期間にわたってそういった状態に

なってるのは非常に申しわけないなというふうに思ってます。ただですね、この電磁弁のところにつきましてはですね、受水槽のですね、電磁弁の故障によるオーバーフローということで、それがずっと出てた分、それからですね、施設内の配管の漏水ですね。これは地下に潜っている部分でございまして、地下の配管の漏水ということで、こちらのほうもかなりいろいろと手を尽くしてですね、その漏水箇所を探したわけですが、なかなか結果的には長い時間かかったということで、御了解のほうよろしくお願いいたします。

○議 長

森田君。

○4 番

結果論で結果だけでこういう結果になってるのが非常に残念でございます。もう6カ月間もわからない、電磁弁の故障なんかで漏水しておればですね、オーバーフローで水がじゃあじゃあ流れてるというふうに一般的に理解できるわけなんですけども、いまさら言ったところで仕方がないので次に移らせていただきます。

15ページですかね、小学校の用地費のことなんですけども、これは先般議会にも全協で御説明いただいているんですかね、ということなんですけども、当初6,000平米ですね。幼稚園の面積と南保育園の面積を足した面積が6,000平米だというふうに聞いておりますが、その中には、幼稚園の前の駐車場の面積、南保育園の駐車場、あわせて借地の駐車場の面積は6,000平米に含まれてるのでしょうか。

○議 長

理事。

○理 事

ただいまの御質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

幼稚園の前の駐車場、それから南保育園の関連の駐車場につきましては、6,000平米の中には含まれておりません。

○議 長

森田君。

○4 番

そうすると総面積は幾らなんでしょうか。

○議 長

理事。

○理 事

いま、保育園それから並びに幼稚園の借りている駐車場の面積につきまして

は、ちょっといま面積を手元に持っておりませんので、後ほどお答えをさせていただきますと、ということで御理解をお願いいたします。

○議 長

森田君。

○4 番

そうしますと、4,700平米ですね。こういう御計画をされてるわけですが、駐車場を引いた面積でいきますと、幼稚園のところも結構な面積を使っておられる。南保育園に至っては5時前後行きますと、非常に混雑しておる状況ですので、この面積で果たして、相手があることですから、足るのかどうかというのも疑問を感じるんですけども、その辺のお考えをお尋ねいたします。

○議 長

理事。

○理 事

現在、幼稚園、保育園の純粹の面積以外にですね、用地の借地をしている、特に駐車場関係の借地をしているという状況の中で、4,780という面積がですね、実際に新施設を建てていくときにどうなのかという御質問であったかというふうに思います。4,780平米ということですけども、もちろんですね、もともとこの一体施設そのものが幾らの面積があれば絶対間違いなくといいますか、何と表現をしたらいいのか、一体施設が何の支障もなく建築できるという面積が一体幾らなのかというのは、これはいろいろと考え方が分かるところでございまして、面積については、幾ら要るかということについては非常に難しい。ただ、先日の19日の協議会するときにも若干御説明をさせていただきましたが、幼稚園と保育園の面積を足した面積があれば自由な絵が描けるのではないかというふうに考えていたことは事実であります。そういう意味では、当初、考えていました6,000平米から見ると4,784ということで若干面積が減っておりますけれども、その部分につきましては、これからの建物の基本計画あるいは基本設計の中でですね、できるだけ土地の形状あるいは地理的な条件も含めて具体的な青写真をつくっていく中で考えてまいりたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議 長

森田君。

○4 番

6,000平米プラスアルファ要ったというふうに私は理解できるわけなんですけれども、後ほどですね、保護者の要望等あると思うんですけども、特に椿井地区に行けば駐車場は不可欠。いま以上にプラス要因じゃないかというふう

に私、理解します。後ほど買い増しとか賃借のようなことが起こらないように、特にあの辺、農振地区ですので、非常に問題を抱えておりますので、そのことだけお話ししておきます。

それとですね、南保育園の跡地については関連質問でお尋ねします。どのように考えておられるのか。あのところではですね、調整地域ですので売れない可能性があると思うんですけども、その辺はどうなんですかね。

○議 長

理事。

○理 事

ただいまの御質問でございますが、南保育園の跡地をどう利用するかということにつきましては、具体的にまだ決定をするといえますか、具体的にどうするかということを決めている段階ではございません。また決めていく段階の中です、議会の先生方の御意見あるいは等もぜひお知恵をおかりしながら進めてまいりたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長

繁田君。

○11番

いまの用地の問題なんですけれども、確かに議会のほうでこれまで配っていた資料でも椿井地区で新設する場合、おおむね6,000っていうもともとそこからスタートしているんですね。過般の文教厚生委員会の中でも説明があったんですが、南保育園と幼稚園の面積を合わせたら大体6,000平米ぐらいになるからというふうな説明だったんですけれども、この分、単純に合わせてしまうと、園庭の面積がかぶってしまいますので、この6,000という想定がよかったかどうかというのも一つ検証してみないといけないと思うんですが、ただ、やっぱり実際に4,700になるといって、かなりこれは面積的には狭くなってしまいうんじゃないかという感があります。それで、具体的にですね、県内で何カ所か認定こども園というか幼保一体の施設が既に運営されているところがあります。できれば何カ所かこういう面積と園舎がどういう規模でどれくらいのお子さんたちが利用されているかということが具体的に比較できるような資料があれば、よりこちらでも議論しやすいかなというふうに思うんですが、委員会付託になっておりますので、できたらその委員会のほうにそういう資料を出していただきたいと思うのと、それから面積が減りますので、当初予定していた事業費の見込みも若干変わってくるんじゃないかと思うんですね。その点についてもどういう見込みを持っておられるのか、できれば資料としてあす提出をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議 長
理事。

○理 事
ただいまいただきました資料につきましては、あすの委員会にお出しをさせていただきます。

○議 長
窪君。

○8 番
同じく15ページの幼保一体化施設建設事業費、用地購入費で7,300万が計上されておりますが、椿井地区ということで11月19日の文教厚生委員会でも詳しい説明をいただきましたが、昨日の町政報告会に私も参加をさせていただきまして、椿井の地区の地元の方より、いま、この幼保一体の施設の以前の話で、国道168号線と大井出路線の交通渋滞でも大変問題を抱えていると、警察、いろんなどころと協議していると大変厳しい御指摘をされてたと思うんですけども、この幼保一体化の施設が椿井地区に建設、開園されることによって、ますます通園に対して交通量が増大することは当たり前のことだと思います。現実には、いまの吉新で、平群幼稚園でありましても、地域の皆さん大きなお車で、若い方々大変大きなお車で送迎されておりますので、いま現在でも地域の本当に大変大きな問題もあったと聞いております。本当に送迎でますますいまの交通渋滞により輪をかける形になりますのでね、そのためにも以前から何度も質問させていただいてますが、これまでの委員会で、通園バスの導入が最低条件であると申し上げてきましたけれども、この前の文教厚生委員会ではきっちりした明確な御答弁が出されてなかったように思います。その点、明確な御答弁をいただきたいと思いますので、お願いいたします。

○議 長
理事。

○理 事
ただいまの窪議員の御質問にお答えを申し上げます。
明確なお答え、つまり交通量の増大に伴います送迎のバスですね、いわゆる園バスを出すことについての明確なお答えということであったかと思えます。先日の19日にも申し上げたと思いますが、我々としてはですね、バスの必要性についてはいろいろと検討をさせていただいているというところではございます。ただ、現在の段階で具体的にバスを出すということを、いわゆる庁内で決定をしたという状況ではありません。全く同じ答えを申し上げてるわけですが、そのように申し上げました。ただですね、そのときにも申し上げました

が、現在よりもですね、当然不便になるということについては、新しい園をつくって、より便利に、あるいはよりですね、保育や教育の効果を上げていくという観点からも考えましてもですね、現在よりも不便になっていくということにつきましても、基本的には、その部分については何らかの形で当然カバーをしなければならないというふうに考えていると。そのことについては強く認識をしているということで答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長

窪君。

○8番

ですから通園バスの導入を決定していただかないと、なかなかこの地域にですね、どこかに幼保の施設を建設しないといけないんですから、大変御苦労されて地域住民の皆さんに御理解いただいてここにということなんですけれども、いまの御答弁では、現在より不便にならないようカバーしたい。私が質問するのはちょっと違うと思うんですね。不便にならないというのは保護者の皆さんの送迎に不便にならないという意味なのか、それとも交通渋滞をこれ以上、ここに来ることによって招くことを防ぐための手段として通園バスが必要であると私は言うてるわけなんです。だから、不便にならないとかそういう次元ではちょっと話がかみ合っていないと思うんです。そうじゃないでしょうか。

○議長

理事。

○理事

ただいまの御質問でございます。

率直に申し上げましてですね、現在の状況の中で、いわゆるはなさと保育園についてもこども園構想の中で考えているということも申し上げております。そういう意味ではですね、新園と、それからのはなさと保育園のいわゆる幼稚園の部分あるいは保育園の部分の定員をどうするかという部分、それから非常に難しいのはですね、実際に開園をしていったときに、新園とはなさと保育園にどういう地域からどの程度の子どもたちが来るのかということシミュレーションしてるんですけれども、その辺もなかなか非常に難しい。

つまり何を言おうとしてるかといいますと、現在の段階では不確定な要素が非常に多いという状況の中で、仮に園バスを出すにしてもですね、いわゆる園バスとして単独で出さなければならないのか、あるいはいまの財政状況等々も踏まえて考えるならばですね、現在の例えばコミュニティバスなんかを何らかの形で利用することはできないのか。そんなことも含めて内部で協議をしているところでございます。したがって、いまの段階でこういう形でこういうバス

を出すということはお答えできないというふうに御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議 長

窪君。

○8 番

不確定な要素が多いのは当たり前だと思います。どなたが、はなさとの近くにお住まいの方は幼稚園であれ、こども園になるんでしょうね。そこへ幼稚園の方も保育園の方も近くだったら行かれますよね。また北幼稚園もありますよね。どこをどう選択されるのは保護者の方のあれですから、いまに始まったことじゃないと思うんですね、この不確定な要素というのは。ただですね、一番わかっていることは、交通渋滞がいまでも起こっていると。だから必ずそれ以上に、より問題がね、椿井地区の皆さんに、また通園の安全面のほうから考えたときに、完全にものすごく安全じゃなくなります。だから、その点だけはですね、不確定じゃなくてわかり切ってる、決まっていることなんですよ。いまでも、そこに建設されてない、いまでも交通渋滞、交通量が多いわけですからね。だから話がかみ合っていないと思うんですけれども。ですから、私は通園バスでもいろんなことがありますよ、財政面とかいろんな地域のありますけれども、でもバス通園という形でね、じゃあバス通園という形で考えられてるのかどうか。それは近くだったら歩いてでも登校できますよね。でも自家用車で来るようなことだけは避けないとね、いけないのではないかと。そういうことなんです、再度御答弁お願いいたします。

○議 長

理事。

○理 事

再度答弁をさせていただきます。

バス通園ということについては、当然といいますか、考えております。考えていますが、いまの段階です、いまの段階で必ずそのバスを出しますということ、これを市内できちんと決定をしているという状況ではないというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○議 長

窪君。

○8 番

それをね、やりますと。ここで本当はですね、それを言っていたら、今回用地あれで決まりましたら、このことは皆さんに住民のまた対象者がわかるわけですよ。そのときにそんな遠いところにね、また行くんかと。そうい

うことのないように通園バスということをお願いいただいたら安心をしていただけると。このような思いで言ってるんですけども。

○議長

理事。

○理事

おっしゃっていただいていることは非常によくわかりますし、我々としてもバスの件についてはずっと検討しているんです。幼保一体施設ということですから、基本的にはですね、いわゆる保育園、現在の保育園はですね、いわゆる保護者の方が就労されてるとい、一般的に就労されていますから、基本的には自分で送り迎えをされるという状況にあるわけですね。そうしますと、全体ですね、全体の子どもたちの、特に現在幼稚園に通ってる子どもたち。この子どもたちについてはですね、やはりバスが必要ではないかというふうに思っているんですが、先ほど申し上げましたように、位置が全く変わりますので、どの場所にどれだけの、いまで言う幼稚園部の子どもたちが乗ってくるのかという部分につきましてはね、いま、いろいろと、いろんな形でシミュレーションを出しているところです。そういう意味ではね、いまの段階できちんと決定をしたということについては、してないので、したとは言えないんですが、我々としてはそういう部分についてはね、前向きに考えてるということについては御理解をいただきたい。

それから、ちょっとよろしいでしょうか。すみません。先ほど御質問をいただきました面積について、いま一緒にお話しをさせてもらってよろしいでしょうか。幼稚園の前の駐車場の面積ですけども、園の前の部分が1, 120平方メートルでございます。それから、あんまりとといいますか、満杯になっている状態ではないんですが、平群駅の線路の東側ですね。東側に以前駐車場であった部分も借りて使っております。この部分が1, 354平方メートルございます。それから南保育所の上流側につきましては913平方メートル、それから下流側につきましては、これは公社の土地ですけども、142平方メートルということになります。

○議長

窪君。

○8番

いま、面積、繁田議員が質問されたことに対する回答ですけども、じゃあ、これだけの面積が必要であるということは、通園のときにですね、皆さんが送ってこられるからのための駐車場なのではないでしょうか。いままで、いま現在ですね。そのための駐車場なんではないでしょうか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

これは理事のほうから答弁しました中での南保育園の駐車場ですが、いままででしたら、園の前の橋を挟みまして下流側140数平米のところについて保護者の送迎用の駐車場として利用してまいりました。若干手狭やということと、一時に集中する関係も含めてございますので、橋を挟んで上流側のところは職員駐車場として使っていたところ部分の大半を、半分ぐらいを送迎用ということで、いま現在振りかえて使っていただいて、そのまま橋を渡って安全に園のほうに行けるということで、そちらのほうをいま使っていただいている状況です。

○議 長

窪君。

○8 番

いま聞いてましたら、面積が大変、園庭の部分が重なりますので一概には言えないかわかりませんが、駐車場の用地をさらに確保しないとイケないような状況になるかもわかりませんので、そういう意味からも通園バス、バス通園ですかね、それは必ず必要であります。

最後に、これ以上言っても通園バス出すというお答えは多分出せないのだろうなと思いますので、最後に町長にお尋ねをいたしますけれども、椿井地区にこの園が開園されたときには、本当に椿井地区の皆さん初め、交通渋滞を起こさないような対策は必ずとられるのかどうかお答えをいただきたいと思います。

○議 長

町長。

○町 長

交通渋滞につきましては、園の送迎のためだけで起こるといったことはないと、思います。いずれにいたしましてもね、その交通渋滞に巻き込まれるということはあるかと思いますが、いま現在通っておられる、特に幼稚園の保護者の方がですね、椿井に園ができたことによって不便を感じるというようなことのないようにですね、園バスも含めて取り組みを進めていきたいというふうに思います。

○議 長

窪君。

○8 番

いま通ってる皆さんは何年かしたらもう通わなくなるんですけども、同じようなお立場ですので、必ず交通の安全面ですね。通園に対する安全面には必

ず対応してくださるということを、そういうふうを受けとめさせていただきま
すので、それだけはよろしいでしょうか。受けとめるの勝手やとか言うてはり
ますけれども、それが私も言っていました最低条件なんですね。それだけは受け
とめさせていただいてよろしいんですね。

○議 長
 理事。

○理 事
 当然ですね、新園あるいははなさとも含めてですけれども、いわゆる送迎と
いうことだけではなくて、全体の安全面というのは、これは最も敏感に力を入
れなければならない部分でございます。そういう意味で申し上げましてもです
ね、特に送迎の安全性というのは新たな場所に建てるということからですね、
優先をしなければならないと。それからちょっと蛇足でございますが、4, 7
84平方メートルというふうに申し上げておりますが、以前に一度御説明をさ
せていただいたかもわかりませんが、いわゆる大井手路線とですね、それから
白石畑路線に囲まれておりますが、この部分につきましてもですね、現在の状
況のままですと、やはり歩道もないということですのでございますから、少なくと
も新園を建てるときには、白石畑路線並びに大井手路線につきましても歩道
を設置をしてですね、この4, 784平方メートルの中から約500平方メート
ル程度になるかというふうに計算をしていますが、歩道の設置も含めて安全の
確保という観点については考えておりますことをあわせて申し上げておきます。
以上です。

○議 長
 山口君。

○6 番
 この前のね、11月19日の文教委員会で町長のほうから、バスについてだ
けのことですけれども、これについては12月議会にきちんと出す、出さない
はっきり言うと。その上で審議していただくっていう答弁やったと私は思うん
ですよ。違いましたか。いまの答弁だったら、これまでと何も変わってないじ
ゃないですか。私はこのこと、それは当然ね、この前の11月19日に町長自
身がそのようにおっしゃって、きょうその返事がまず先にあってしかるべきで
しょう。そう答弁されましたよね。私の耳の聞き違いですか。それはやっぱり
ちゃんと信義の問題ですよ。

○議 長
 窪君。

○8 番

すいません、いま山口議員のほうからもフォローをいただきましたけれども、しっかりとそれが今回の補正予算に対する審議をする最低条件だと言わせていただいたと思うんですね。ここで、いま山口議員おっしゃってくださったように、はっきりとしてくださいということであったと。あれだったらテープ聞いていただいても結構だと思いますけれども。

○議 長

町長。

○町 長

そういうふうに御答弁したやに思います。しかしながら、いま、まだ現実のところバスをはっきり出すという結論には至ってないということでございます。いずれにいたしましてもですね、先ほど申しましたように、いま現在通っておられる方が椿井地区になるということによって不便が出てくるということのないようにですね、園バスも当然必要ならば、そのことによって利便性が増すと、不便をもたらさないということであるように、そういうふうになるように通園バスも考えてまいりますので、具体的にまだ検討できてないと。ですから11月19日の会議ではそういうふうに御答弁したと思いますけれども、まことに申しわけございませんが、まだちょっと結論を得てません。しかしながら、何遍も言いますが、いまよりもむしろ便利になるように頑張っていきたいというふうに思います。

○議 長

窪君。

○8 番

はっきりしないですけれども、もう私は信じさせていただいて、通園バスを考えてまいると、その部分だけを受けとめさせていただいておきます。

○議 長

繁田君。

○11 番

いまの町長の御答弁ではね、必要ならば園バスも考えていくとか、不便にならないようにするとかっていうふうにおっしゃってるんですけども、そもそも理事のほうの説明ではですね、不便になるということはお認めになってるんですよ。たったいまそういうふうにおっしゃったばかりやからね、窪議員のほうは交通渋滞のことを懸念されての御発言なんですけれども、実際に南保育園なんかは登園、それから帰りの時間になったら、あの狭い狭いところが車でいっぱいいっぱいになってですね、よくあれで事故が起こらないなと思うぐらい混雑するんですよ。ですから、そういう面ではやっぱりここで立地するという

ことになるのであれば、当然セットでね送迎の問題というのは出してこなあかん話ですわ。場所は場所でここで設定しますが、通園とか送迎については、それは必要ならばやりますわ、みたいな、そういう言い方はね、行政としてもすごい私、無責任やと思うんですよ。それやったらね、いままで議会の中でも議論してきたみたいに、じゃあ健民グラウンドの地域、健民グラウンドのあの場所をですわ、県ときちんと交渉して、そこに幼保一体を持ってくればいいじゃないですか。あそこだったら道も十分広いわけやし、バスも通ってるわけやし、そういう議論出ないわけでしょう。だけどそこはやめて、あえて椿井に持ってくるわけでしょう。しかも不便なところやというのは認めてはるんですよ、いまより不便になるっていうのは。道路だって狭いでしょう。大井手路線。あそこ朝はね、やっぱり近道やからね、バイパス込んでたらみんな大井手路線に逃げるんですよ。どんだけスピード出して車通ってます、ぎょうさん。危ないじゃないですか。じゃあ椿井に持ってくると決めた時点で、こんなもんセットで提案してくるべきですよ、もともと。場所だけ椿井に決めて、後からバスのことは考えますって、そんな無責任な話はないと思いますよ。それやったらもう椿井やめて、健民グラウンドに持ってくればいいじゃないですか。何であえて椿井に持ってくるかっていうたら、平群町みたいなところで幼保一体化施設が1カ所というのは町の方針としてなじまないからっていう話もしてきはったわけでしょう、いままで。だから北には私立の北幼稚園があると。中央のほうにははなさとがあると。南には南で幼保一体がふさわしいというふうに思って椿井って決めたんやったらね、利用される方の利便性を一番真っ先に考えなあかんのと違いますか。そんな町の都合ばかりでやね、ここに決めますわ、バスはどうするかわかりませんわみたいな提案はね、しないでください。

○議 長

町長。

○町 長

バスを出さないと言ってるわけじゃないんですよ。公のお金を使っていかに有効にかつ利便性を確保するかということをおし上げてるわけじゃないですか。場合によったらコミバスもあるんですよ。コミバスと通園バスの併用もありますよ。そういうことを我々は、私たちは一生懸命考えて、また皆様方にお示ししていくと申し上げてますんで、そこは御理解いただけますか。いま、まだ検討してまして、12月にお答え出せませんのは申しわけないですけども、まだ保護者の方のニーズも完全に把握できてない、そういう段階でございますので、これからしっかり検討して、通園バスも当然視野に、コミバスのルートも検討に入れながら、そういった両方の案も含めて考えてまいりますし、また

議会の皆さんにも相談してまいりますので、そこはだから申し上げますように、いまより不便にならないように、しっかり検討してまいります。そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長

山口君。

○6番

保護者のニーズっておっしゃったけども、場所だってニーズ、椿井でええって言うてる人なんてそんなにいないと思いますよ。ましてや、私はそれ以前に幼保一体化そのものの議論だって住民の中で幼保一体化がどんなものかっていうことだって、そんなによく理解されてるというふうにも思いませんし、そこ抜きにここまで進めてきたんじゃないですか。説明会いっぱいやったとは言いますが、まだまだ不安が多いですよ。だからそういう意味で、それともう一つはそのはなさとも一緒の時期に、この前の話では、27年4月に幼保一体化にすると。それも含めてね、きょうここで委員会もありますから、私は資料請求したいんですけども、さっき繁田議員からも資料の請求があって経費の問題が出てました。私も細かく数字は結構ですけども、基本的に椿井でいま計画している幼保一体化の施設、これにかかる事業総額、それからはなさとを幼保一体にするに当たっての事業総額、それとそれの財源、それはきちんとあしたの委員会を出してください。なぜかと言うとね、この補正予算を通すということは、椿井で南保育所と平群幼稚園を廃止にして幼保一体施設を椿井のいま言うてる土地に建てるということに議会として承認を与えるということなん。単に補正予算を通す、通さないじゃないんですよ。それを認めるかどうかということにかかっているわけですから、そんな簡単にね、答え出せないはずなんです。この間も議論してきましたけども、いまも意見出てるように、じゃあこの土地でええのかという話だって、いろんな総合的に勘案した場合に、いろんな意見が出てくるわけじゃないですか。ということは、財政がなくて大変だっただけでこの間おっしゃってる中で、前出てきた予算では、ここだけで10億っていう予算でしょう。もちろん国の補助や駅周事業絡みでの入ってくる財源もありますから、町の一般財源で全部出すわけじゃないんですけども、その点も含めてね、お示し願わないと議員として判断できない。そのように思うんですが、その辺の資料は出ますか。

○議長

理事。

○理事

新園に係ります一定のシミュレーションというのは、これまでもお示しをさ

せていただいたものがございます。したがって、今回の面積が減ることに伴いまして、当然、造成費等々についても減ってまいりますので、その部分についてはお示しをできるというふうに考えます。ただですね、いわゆるはなさと保育園を一体化するためのいわゆる改修費といいますか改造費といいますか、その部分につきましては、具体的に何をどうするかということは、いまの段階では決めておりませんので、そこについての事業費については、あしたお示しをするというのは無理であるというように考えます。

○議 長

山口君。

○6 番

それだったらおかしな話になるんですよ。さっきから、はなさと幼保一体化にするから、どちらがどんだけの人数どうなるかわからんからバスについてもどういうニーズになるかわからんって言うてるわけでしょう。むちゃくちゃ矛盾するじゃないですか。この前の資料にも、ここにその他のところでですね、南保育園の解体設計、解体工事、平群幼稚園の解体設計、解体工事、はなさと保育園の改修設計、工事ってこう書いてあるわけです。じゃあこれも含めてでしょう、事業全部っていうのは。そうでないと話おかしいんですよ。はなさとをいまのまま残すって言うなら別ですよ。いまのまま保育園のままでいくって言うなら別ですけども、これも幼保一体にするって言うんだったら、もうあと2年ちょっとじゃないですか。それをいまになってわからないと。場所だけとはにかく土地だけは買うんだって言われたって、それこそ、この前から、じゃあ買ったはええけれども、実際ここにはできなくなったらどうするんだという話に落ち着くわけですよ。何ぼ農地で金額はそんなに高くないと言ったって、7,900万でしょう。1億近い金を使うわけじゃないですか。買った以上そこを絶対使うことになるでしょう。そういうときに総合的にそういうことも考えてなくて、もうこの12月議会でですね、もうそこにつくることを決める、要するに結果として決めることになるわけですから、それはちょっと無謀じゃないですか。私はそう思うんですが、そうは思いませんか、町長。

○議 長

理事。

○理 事

申しわけありません。貴重なお時間でございますが、少し調整をさせていただきたいので休憩をしていただけますか。

○議 長

2時55分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時37分)

再 開 (午後 2時58分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

理事。

○理 事

貴重なお時間をいただきまして本当にありがとうございます。

先ほどの山口議員の御質問でございますが、まずですね、先ほどから申し上げておりますように、新園のですね、基本計画つまり青写真ですけども、それもこれからつくっていかうとしているわけです。それと同時に、はなさと保育園につきましてはですね、いわゆる幼保一体化施設にすることに伴って、具体的に改修をしなければ一体施設にできないという、そういう問題ではありません。はなさと保育園を改修をしようという話を出させていたでいるのは、新園とのいわゆるバランスの問題として話をさせていただいてるわけです。そういう意味では、新園のですね、具体的な基本計画をつくっていく中で、はなさと保育園を具体的にどう改修していくかということについても出てくる問題であるというふうに理解をしていただきたいなというふうに思っています。ただ、いま申し上げましたように、はなさと保育園を改修しなければ一体施設にできないという、そういうものではございませんので、大きなお金をそこに投入しなければならないというふうには現在は考えておりません。新園の、いま申し上げましたように、基本計画をこれから具体的に、それこそ議会の先生方や住民の方々や、あるいはPTAの方々との懇談も進めながら基本計画を固めていきたいというふうに思っていますので、その点について御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○6 番

言ってることはわからなくはないですけどもね、ただね、この間の説明で、さっきも言いましたように、この土地を買う、買わないというのは、この事業の基本にかかわる問題じゃないですか。ということは、全体像を大まかでもき

ちんと示していただかないと、はなさとについてもですね、途中から出てきた話じゃないですか。最初のはなさと保育園はそのままと思ってたわけですが、途中からですね、これも幼保一体にすると。幼保一体にするんだったら、当然いまの施設のままでいけるんですかって言ったら、いや、一定の改造は必要だろうという話になるから、じゃあそれも含めてどのような設計にするのか。そうでないと、さっきから言ってるはなさとに何人、新園に何人ってことだあって出てこないじゃないですか。幼稚園部分が何人で保育園部分が何人、その人数がいるのかどうか知りませんよ。幼保一体化の中身がよくわかりませんから。そういうことも含めて明らかにしてもらわないと、住民の皆さんも判断できないんじゃないですか。そういうことを明らかにせずに、単にこの間、幼保一体化に南の老朽化、それから幼稚園は老朽化とともに駅周の関係で移転せざるを得ないから幼保一体化にしますと。当局の中で話し合いをされて、それが一番いいという結論に達したというのはわかりますよ。達したというのはわかりますけれども、それを利用する住民の側はですね、その中身はいままで説明がころころは変わってませんけれども、さっき言ったように、保育園のままだと思ってたはなさとが一体化になるということであれば、それも含めてある程度明らかにしてもらわないと、今度の補正予算っていうのは判断しにくいんじゃないですか。その判断するためにも、どれぐらいの予算、どれぐらいの財源が必要なのか、どれだけの経費が必要なのか、その財源はどうするのか。だって、財政シミュレーションだって28年か29年まで出してるじゃないですか。そこには当然これも入ってるわけでしょう。それだったら、それ出るはずでしょう。きちんと細かく出せと言ってるんじゃないですよ。大まかに当然出ないとおかしいでしょう。じゃあ、あの財政シミュレーション、おとといも報告したやつは全部絵にかいたもちってということですか。だってそれも含めてでしょう。こんな大きい事業やるのに、当然入ってるわけで、だからそれも含めて大まかな財源的な裏づけも含めた事業総額を出していただきたいと言ってるんであって、それが出ないというのであれば、これは審議できないでしょう。と私は思うんですが、おかしいですかね。それ抜きに審議しろ、要するにあそこへ建てることを町が決めたんだから、議会として理解いただきたいってそうおっしゃってるとしたか考えられないんですけれどもね、きょうはここ、あしたもやるわけですから、またあしたもその話になるかもわかりませんが、それはやっぱりきちんと出してもらわないと、住民に説明できないでしょう。バスの話も一緒なんですって。その他のことも。何も細かく緻密に全部決めてしまえと言ってるわけじゃなくて、大体こうなるというのが住民の皆さんに説明できる内容にしてもらわないと、じゃあはなさととは、いまおっしゃったよう

に一切さわらなくて、幼保一体化にするというふうに理解していいんですね。
その点だけ答弁してください。

○議 長
理事。

○理 事
ただいまの御質問でございますが、一番最後の部分でございますが、はなさとはもう一切さわらないというふうには考えておりません。それは、やはり当然新園を建てたときにですね、やっぱり町内の同じこども園の中でのバランスというものを保っていかなければならないというふうに考えていますから、厳しい財政状況ではありますけれども、できる限りはなさともですね、新園の機能を持てるような、そういうものとしても考えていきたいというふうには思っていますので、全く何もしないというふうには考えておりません。

○議 長
ほか、ございませんか。馬本君。

○1 2 番
ちょっとね、バスの細かい話はそれも、バスは大きい話ですけどね、ちょっとその前にね、ちょっと聞くわな。

5月22日に全員協議会、幼保一体施設の建設についてということで全協なされてるわけや。いま言いはったように、11月19日にも文教厚生委員会で審議したわけやけど、まずね、聞きたいのは、いろいろな話聞いてるけども、最終的にはね、平群幼稚園は、山口君と僕の議論はちょっと違うと思うねん。山口君は幼保一体化反対やって言ってる。僕は幼保一体化は賛成や。どっちにしる、施策は違うても、一つは平群幼稚園は平成26年度中に撤去せねばならないねん。これは一緒やねん。平群幼稚園は撤去しやなあかんねんで。その点、もう1回、経済建設課長、きょう駅前の岡田参事いてはれへんけども、それは事実ですか、課長。ここにおいでになるの、課長しかおいでにならないから。町長、言うてくれる。まずそこから。

○議 長
町長。

○町 長
いまの予定ではですね、平成27年度中に撤去ということですよ。ですから、27年の4月に開園いたしますと、開園した後、幼稚園があきますので、27年度中に撤去という予定でございます。

○議 長
馬本君。

○ 1 2 番

そしたら 27 年度中やったら幼保一体化の建設は 1 年間の余裕があるという認識で受けとめてええのか。そういう受けとめ方もなるで。というのは、27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までやから、27 年度はね、そうでしょう。せやから、26 年度中やな、ごめんなさい。26 年度中には必ず平群幼稚園が移転をせねばならないというふうになってんのかということ言うてんねや。

○ 議 長

町長。

○ 町 長

26 年度中にできたら工事をやって、27 年 4 月には開園したいと。27 年 4 月に開園しますと、いまの幼稚園があきますので、あいた瞬間からできるだけ早い時期に幼稚園を解体したいと。27 年度の早い時期に幼稚園を解体して明け渡ししたいと。そのためには 27 年 4 月に幼稚園が完全に引っ越しして開園しなければならない。そうすると、26 年度中に工事が終わってこないかんと。工事も終わって引っ越しも終わってこないかんと。そうしますと、25 年度中に設計も完了しとこないかんと。簡単に言うたらそういうことですね。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

僕はね、何で植田課長に振ったかというたらね、植田課長、きょうは岡田参事いてはらへんからね、そっちの担当やから、要するに平群町の区画整理事業において、駅前ね。要するに 27 年度には、もう必ず解体されて、そこを出ていかなきゃならないということで一定説明されてるわけやんか。そやから僕は、26 年度中に必ず新園建ててね、平群幼稚園の場合ですよ。出ていかなきゃならないという、それはもうタイムリミット決まってるでしょということをあえて確認をしたかっただけや。あとは解体、27 年 4 月 1 日にされようが、例えばですよ、12 月にされようがね、それはそこの組合のやり方であってね、工程であって、そこでね、要はあえて確認したのは、まずそれ 1 点ね。

それとね、町長、先ほどね、いろんな意見出てるけど、これは開発伴うね。例えばの話ね。開発伴う場合は地元の同意が必要や。僕がいつも言うてるように、道路拡幅する場合は、用地が買収できたら 90%、その道路事業は終わったと。あとはお金、ハード面で 10% やったらええやないかというふうに認識してるんやけど、例えばいろんな意見いま出てるけども、これ、駅前開発との兼ね合いを、駅前開発を遅らすわけにいかへんからな、そういうことを想定するならば、一定、この場所に町長は決めはったわけや。その説明は 11 月 19

日に説明されたわけや。バスの話になるけども、バスの話についてはどないおっしゃってるかというたら、僕書いてますねんや。バスの話についてはね、町長ね、こう言うてはんねん。岡田理事やったかな。通園方法について、現在バスは決定していない。現在議論してるんやということで御答弁いただいています。先ほど窪議員のほうからいろいろ、多々質問されてきた中で、あのね、物理的にね、平群幼稚園からね、南へ行ったらね、遠なる人いてはんねん。こんなん、そのかわり近くなる人もいてはるわけ。そこでや。不確定要素が多いために園バスについては、なかなか組み立てできないと。こういう答弁、先ほどされたわけやな、理事がね。あのね、例えばね、いま、平群幼稚園に通園されてる子どもさんたちの大字別ぐらいわかるやろう。来年度入ってきはる人も大体受け付け、いま保育所でやってはんのかな、も、わかるでしょう。そしたら、このいま平群幼稚園の通園されてる方はどこら辺の地域においでやと。ほんたら、今度南行った場合、ほんなら物理的にはなさと保育園のほうで対応していただくように希望して利便性をフォローしてくれはる人はこの地域の人やろうと。しかし、いまから見たら、南へ保育所へ行かはったら遠なる人。どうしても遠なる人、はなさと保育園も遠なる。まして平群幼稚園にいままで通ってたんやけど遠なる人は、南へ行くのによって遠なる人。物理的に出てくるんちゃうの。そやから窪議員の質問にしたって、不確定要素が多くっていうふうにおっしゃったわけや。これから、それはね、僕はちょっとおかしいと思う。土地を買う。私はこうこうして幼保一体化、椿井にします。町長として要するに決断された一つの政策や。いろんなことが議員さんから質問されるのは当たり前のことや。ましていろんなことは想定すべきや。また、保護者の方といろいろ今後御相談されるということを理事おっしゃっていましたが、当然、私、通園するのに遠なるからバス対応はどうですかというような質問が来てはるのはもう明らかなことですわ。そやから、幼稚園、保育園についての幼保一体化で小学校と違うから、校區別はできへんわけや。そうでしょう。地区別の校區別に東小学校はこの校区、西校区はこの校区ってそれはできへんわけや。壁つくられへんわけや。そういうことになるでしょう。そやから、僕はね、いま、この19日に、現在バスについては考えてますという御答弁いただいたんやから、きょう、議員さんのほうからここ土地を買うということは、その点については御答弁いただくということを私も期待はしておりました。しかし、不確定要素が多過ぎて、その想定はできませんという議論は私は成り立たないというふうに思います。しかし、建設に当たっては開発行為を伴うものでございます。地元は同意をされなくては、どのような公共施設も建たないわけでございます。そこで、ちょっと理事にお聞きいたしますけど、一定地元の方の地権者ばかりというふうに

思いますけども、地元としては、まずここに幼保一体化施設を建てることについて、一定の、一定のですよ、全体のまだやっておられないと思うんですけど、同意は得ているという認識を持っておられるのか、そこら辺について、まず、これが一番大事でございますので、その点どうですか。

○議 長
理事。

○理 事
ただいまの御質問でございます。

議員、いま述べていただきましたように、当然ですね、地元の総代あるいは地権者はもちろんのことですが、これまで、こういうものをぜひ建てていきたいということで話をさせていただいております。しかも、一定の時期が過ぎておりますので、地元の方もですね地権者の方あるいは総代さん等々からほとんどの方はここにこういう計画があるということは、もう既に御承知をいただいとるところであります。そういう意味で、我々としましては、できるだけ早く公式に椿井の住民の方々にお集まりをいただいて、具体的な計画についてもお示しをしていきたい。お話しをさせていただきたいというふうに考えているところではあります。したがってですね、いまの段階で一定の理解は得ているというふうに考えているかというふうに御質問をいただきますればですね、我々としては一定の理解はいただいているものというふうにお答えを申し上げておきたいというふうに思います。

○議 長
馬本君。

○12番
例えばね、これ予算議決しましたと。例えばですよ。可決になりました。地元行きました。そんなん来てくれたって、わしら地元同意せえへんでって。例えばですよ。例えばの話ですよ。いまね、僕一番先ほど最初言った道路の話言うたのと一緒でね、開発にかかわることには地元の同意が絶対最優先なんですよ。それはもう経済建設課長もよく御存じやと思うけど。総代さん並びにまだ役員会とかそういういろんな会にはまだかけていただいていないという認識でよろしいか。その点どうですか。

○議 長
理事。

○理 事
はい。おっしゃるとおりでございます。

○議 長

馬本君。

○ 1 2 番

ということは、地権者も総代さんのほうも一定の理解をさせていただいているということで、おそらく御賛同はいただけるものやというふうに想定をします。それについては御努力されるのは行政の務めだと思いますのやけど、そこで、具体的に入っていきます。まず、僕はこの、最初五つの案があったかな。幼保一体化については五つの案。僕が健民グラウンドどうやという御提案をさせていただいて六つになったわけやけども、あえて私は行政のいろんなことを北のほうには北幼稚園、平群には、あの真ん中にははなさと保育園、そして南のほうにはバランス的に幼保一体化のその施設を建てよう。バランスを考えてるということをおっしゃったんやと。それを一定の理解はしたけども、そこでバス通園、園のバスですね。これを一定の条件で私事でございましたけども、ここでお話しをさせていただいたことを記憶しておく。いまもその意志は忘れておりません。そこで、公共交通については、いろんなコミュニティバスもいろいろ御利用の分、いろんな路線バス、いま平群幼稚園は路線バスを利用して平群幼稚園に通園されてる子どもさんもおいでになるというふうに聞いてます。そこでね、これ大事なことでっせ、はなさと保育園の幼保一体化したときには、バス通園が必要と私は思います。まして、南のほうに来たバス、保育園も幼保一体化の施設についてもバス通園は必要と私は思います。それを1台ずつ持てという意味じゃないんですけども、いま、山口議員が幼保一体化について改修費は要るんかと、子育て支援センターの施設のことで質問されたわけやけど、それはそれとして、幼保一体化はなさと保育園もそのような方式でやっていかれるということをお答弁されてる以上、これは一つのものというふうに、バスもですよ、一つのものというふうに理解をさせていただいてよろしいですか。その点はどうですか。

○ 議 長

理事。

○ 理 事

申しわけありません。ただいまの御質問でございますが、当然、通園における公平性というのは言葉がおかしいんですけど、子どもたちは同じでございますから、御承知のように、現在もですね、NCバスを使って通園してる子どもたちもいるということですから、はなさと保育園の場所であってもバスが全く要らないという状況ではない。したがって、新園にバスを出していくということであればですね、当然そのルートの中にやっぱりはなさとも含めて考えなければならぬというふうに思っています。

○議 長

馬本君。

○12番

なかなか立派な御答弁でありありがとうございます。

ということは、はなさと保育園並びに今度椿井に建設を予定されてる幼保一体化施設についても通園バスを対応していただけるというふうな認識にとりまされたけども、それは議論は結論がね、出すと、対応しますと。しかし細部にわたってはコミュニティバスもあるし路線バスもあるし、そこら辺はその地域性もいろいろありますので、かんがみながら園児たちの安全、安心して通園できる公共施設を対応するように、その中には園バスも独自で対応も入っていくというふうな理解でよろしいですか。

○議 長

理事。

○理 事

何度も同じようなことを申し上げて恐縮なんですけれども、いま、馬本議員おっしゃっていただいたことはよく理解をしております。私先ほど答えました内容につきましても、そのように考えております。いまおっしゃっていただいた路線バスやいわゆるコミュニティバス、あるいは園バス、そういったことも含めて総合的にですね、通園の方法については考えてまいりたいというふうに思いますので、ぜひ御理解をいただきますようお願いいたします。

○議 長

馬本君。

○12番

あのね、確かに奥へ突っ込んだような難問で恐縮で悪いんですけどね、コミュニティバス、路線バス、園バスを考えました。最終的にはコミュニティバス、路線バスで対応できましたんで、園バスは要らないと。例えばですよ。知りませんで。というふうな最終的な答え、悪い考えでっせ。悪い考えっていかんけど、そういうふうなことも想定できるわけや。けどもね、何で僕これ言うっていったらね、11月19日についてはね、園バスについては、いま決定してないので議論しているところであるということで、先ほど山口議員から補正予算、これ用地のほう出てるわけ。ということはね、ワンセットやねん、これ。僕にしたら。僕にしたらやで。ワンセットなんです。窪さんにしてもワンセットと思う。私はそう思いまっせ。それをあえてね、町長、あの理事ね、ここまでね突っ込んで細かい話並びにいろんな公共バス、最終的には園バスは必要なかったですと。悪い想定もしながらや。あえてここでなぜ私が質問せねばなら

ないということは、よう聞いてくださいや。議会議員の責任ちゃうで、これ。私たちが一部ありますよ。けれども、きょうこれ出してこられるということは、一定のね園バスは対応させてもらいますと。言いますよ、そしたら。園バスを主役としてコミュニティバス、路線バスをそこら辺関係で公共交通機関も対応、利用していくというふうな認識でそしたらとっていいですか。あえて突っ込んで言いますけど。

○議長

町長。

○町長

そのことも含めましてですね、検討してまいりますんで、いずれにしましてもね、何遍も言うてますように、いまより悪くならないようにしていきたいと。しかもですよ、やみくもに園バスを走らすこともいかなもんかという点もございませう。一番効率のいい、しかも利便性が確保できるという方法を考えていくということでございませうので、またその案が出ましたらですね、当然議会の皆さんにも諮らせていただきます。ここでじゃあ園バス出しますと。1台出します、2台出します。それはちょっとね、なかなか言いにくいことございませう。ですから最も効率のいい方法で保護者の皆さんも喜んでいただける方法を考えていくということでございませうんで、どうしても園バスを出すということをごをここで言い切るっていうことはなかなか難しいなというように思いますが、それこそしっかり検討してまた提示させていただきます。そういうことで何とか御理解いただきますようお願いしたいんですが。

○議長

馬本君。

○12番

あのね、何で私それ言うっていったらね、よう考えてや。園バスはどこの、まあ言うたら悪いけど、乗り継ぎせえへんねん。コミュニティバスは乗り継ぎする可能性あるね。要するに3ルートあんねんやろ、これ、例えば。コミュニティバスの話ですよ、例えば。路線バスもそうやろ。園バスっていったらその地域から直接園まで直行して送ってくれはるわけや。そやからあえて、私はそれを木で例えたら幹でお考えくださいとこう言ってるわけや。あとは枝はコミュニティバスであり、路線バスで対応、そのような具体策でやっていただいたらどうですかという。コミュニティバスっていうのはね、乗り継ぎされる方あるはずや。それと、路線バスも子どもたちが乗り継ぎすんねん。ましてこんなね、例えば2歳の子、3歳の子とかね、バス乗りかえしまんねんで。例えの話。公共交通の近鉄電車乗ってきて、例えばでっせ、乗り継ぎをするわけや。

園バスやったらその地域から直接や。そこがちゃうねんや、僕言うてんのは。そやから、園バスを幹としてくださいよと。枝はコミュニティバスであり路線バスであり、また公共的な電車であるというふうな私の認識でそのように御答弁どうですかとこう聞いてるわけや。そんな具体的に言わなあかんのかな。

○議 長

町長。

○町 長

すばらしい御提案をいただいといます。相当具体的な踏み込んだ御質問をいただいといます。そういうところでその御意見も尊重しながら考えていきたいと思いといますんで。

○議 長

馬本君。

○12番

町長ね、具体的な意見を言うてくれはってん。町長、具体的に議案出てんねや。用地が。いやいやいや、例えばやで、町長。具体的に用地買いますよって具体的な議案出てんねや、町長。そやから具体的なことを御答弁はいただけませんかとこう言うてんねん。私非常に無理なこと言うてないはずやねんけど。町長は具体的に椿井に土地を求められますよとこう議案出てるわけやろ。そやから送迎バスどうですかと。送迎バスもいろいろ公共交通もあるけども、いま言うてる幹は園バスにしてくださいよと。枝については基本的にコミュニティバスとか路線バスのような気持ちで今度具体策をつくってくださいよとこう話してまんねんけどおかしいですか。

○議 長

町長。

○町 長

決しておかしいことはございません。本当にすばらしい提案やと思とてます。そのことを十分肝に銘じて検討してまいりたいと。

○議 長

窪君。

○8番

いま、馬本議員のほうから本当に丁寧に説明をしていただいたと思とんです。が、じゃあそれが正式にきっちりと明確に出せるのは、いつの時点で出しているんでしょうか。

○議 長

町長。

○町 長

基本的な考えについてはですね、できるだけ早く出したいと思います。ただ、あと馬本議員の提案が最もベストということになればですね、コミバスのダイヤとかね、その他もいろいろ協議しなければなりません。ということでございますので、時期についてはできるだけ早くということを示していきたいというふうに思います。

○議 長

窪君。

○8 番

また、今回用地の部分が可決するか否決するかわかりませんが、これ一つ山越えしましたら、次にどういうまた中身ですね。基本の中身がまだ決められてないようなソフト面、また決まってないような雰囲気がありますのでね、それで条例をきっちり明確になって出されるときにね、またその時点でまだまた通園バスがまだ決まってないとか、そういうようなことはないでしょうね。それだけ確認させていただきたいと思います。

○議 長

理事。

○理 事

明確にいまの段階でいつということは、いま町長申しあげましたような状況でございますが、通園の方法につきましては、これは優先順位からいうと早く決めないとですね、現在、幼稚園もまだ運営をしておりますし、新たなですね、子どもたちの申し込みというのものもあるわけですね。そういったことも含めて考えましたときに、新たな施設、それから、はなさとこども園につきましてもですね、通園の方法については相当早い段階で決定をしなければいけないというふうに考えております。

○議 長

窪君。

○8 番

わかりました。じゃあ、次にですね、私たち議員がね、この幼保一体施設について判断できるのは、いろんな条例、いろんなできるときですね。それまでに明確にお示しをいただけるものだと、そのように受けとめさせていただいてよろしいんですか。再度確認させていただきたいと思います。

○議 長

理事。

○理 事

次にまた御相談をさせていただく内容が何になるかというのは、いまの段階では明確ではございませんが、少なくともバスの議論をですね、そのときに出させていただけるように努力をしてまいりたいと思います。

○議長

窪君。

○8番

馬本議員も何回も言ってくださってますが、私たちは本当にこの前の常任委員会でもバスと用地はセットで判断をしたいわけなんですね。いま、総合的にとかいろんな言葉、はっきりしませんけれども、私も町長が通園バスを考えてまいるという、その言葉を信じさせていただいて、それで判断をしてまいりたいと思いますので、次のこういう中身を説明をいただくときには、必ずやはり具体的なものを出していただきますことをお願いしておきたいと思います。

○議長

馬本君。

○12番

いま、窪議員の話やけど、理事、そのような答弁でええのかいな。この幼保一体化建設事業の予定表では、測量設計とか建築の入札とかいろいろ、これ25年度予算に出てくるんちゃう。これはここに今度5,400万、測量設計委託料、これ補正で出てます。用地買いました。ここで見たら、要するに農用地改良転用手続き、事前協議とかいろいろ行程表くれはったわけや、19日にね。これ見ていたらね、造成工事かかんのが26年や。こう書いてんねや。けども25年度予算の中に基本計画とか、もうそれは前倒しの中でいろいろやってんねやろ、結局。ということはね、具体的なやつは、造成にかかるのは基本的に言うたら26年度とこう書いてあんなんで。この予算から見て。行程表見たらね。ここに造成工事って書いてあるわけや。だからこれ、8月、9月にかかる建築工事。8月から9月はかかる見込みって。26年度の8月から9月に造成終わってからかかりますよとこうなってるわけや。ということは、もうここまで25年度内に条例とかいろいろ一応つくって、いろんなもんしていかなんわけや。そこに対するいろんな基本計画とか、これはこういうことですよって議会に必ずまた報告してくれはるわけや。そういうことやろ。ということは、いま、窪議員が言うてはる話は、おれも言うてる話は、早うそんなつくらなあかんのちゃう。ということだけは認識してくださいよということをあえて追加として言うておきます。そういう形で。

○議長

ほかにございませんか。井戸君。

○ 1 番

先ほどから、ずっといろんな問題点が山積みで出てるんですけども、やっぱり圧倒的に足りないのが土地だと思うんですね。土地に関しては、いまさっき聞いている限りでも4,700から確実に要る道路500を引いて4,200、そこから駐車場を入れたら、どう考えても2,000から二千二、三百になってくると思うんですけども、やっぱり当初の予定が足りないとやっぱり考えるのが普通だと思うんです。そこで、いま、こうなれば次どうするかを多分考えてはると思うんですけども、お聞きしたいのは、これでどこかまた、どっかを借りるなり買うなりして買い増しを考えておられるのか、それとも人数減ってくるので二、三年、5年、何とか耐え忍んでスペースを確保するのか、その辺はどうなってるのかをお聞かせ願いたいんですけど。

○ 議 長

理事。

○ 理 事

ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

先ほどから4,784平方メートルということでお話しをさせていただいております。何回も申し上げますが、これから具体的な青写真をつくっていくわけでございます。できることならですね、この中で基本的な機能、駐車場も含めてとれるのが一番いいというふうには考えております。ただですね、いまの段階で足らんかったら買い増しをしたらいいではないかということは一切考えておりません。ただですね、園を運営していくに当たって、そこを利用される方であったり、具体的には保護者であったりですね、あるいはいろんな研究であったり、そういう状況のときに毎日ではないけれどもという場合も当然考えられます。そういう場合にですね、何とかならないかというふうなお話があればですね、これはいわゆる質の高い保育、教育を進めるという観点から今後においてそういったことを議論、検討するという余地は全くないというふうには思っておりません。ただ、何回も申し上げますが、いまの段階で足りなければ買い足せばいいというふうには全く考えていないということを御承知願いたいというふうに思っております。

以上です。

○ 議 長

井戸君。

○ 1 番

ちょっとね、わかりづらいんですけど、普通だったら既にどこかを手配するなりと考えるとは思うんですけども、では、このままで、まあ言えばいけると

見込まれてるわけですか、この人数で。もう一度確認します。

○議 長

理事。

○理 事

そこもまた非常に難しいところなんですが、先ほどまた資料の請求も繁田議員のほうからもいただきましたので、私どもがですね、これも具体的に何をもって判断するのかっていうのも非常に難しい問題でして、そういう意味では資料請求いただきました近隣のですよね、近隣の幼保一体施設がどの程度の敷地にどの程度の定員のものが建っているかということを一定の判断にしないとですね、我々としても定員何名に対して何平米要るということは何かできっちりと決まってるということであればわかりやすいんですけども、そういう意味でね、4, 780という面積がそれで運営が可能なのか、あるいは平群の新たな園がその面積では非常に運営するのに困難なのかというのが、いまの段階では我々としても非常に判断しにくい。ただ、いま幼稚園が、前回19日ですか、申し上げましたが、ちょうど3, 600平方メートルございますので、前の駐車場を借りてるというのはありますけれども、前の駐車場を借りる前ですね、これもあそこに幼稚園があつて、それはいま以上の定員であったわけですよ。あそこに駐車場がなかったときから幼稚園は運営されておりました。そういうことも含めて考えますと、この4, 780というのは道路部分で500平方メートルほど必要と申し上げましたが、全くですね、新たな園が運営できないというふうな面積ではないというふうには思っております。

○議 長

井戸君。

○1 番

いろんなね、観点、いま話しまして、足りる可能性が高いということなんですけども、いま私が言いましたような、そういういろんな場面を考えて、広くぜひとも考えて行ってほしいと。難しいかもしれないですけども、やっぱり買い増しするにしてもやっぱり相手の同意要りますから、時間かかるだろうとは思いますが、ですから少しでも早くといえますか、できる限り予測して対処していただくようよろしくお願いします。

○議 長

ほかにございませんか。下中君。

○10番

13ページの先ほども出ましたけれども、特定地域再生事業を活用しての6次産業化ということで、課長のほうから内容について説明ありました。以前、

緊急雇用でこのように類した事業もされたと思いますが、実際、平群の農産物に付加価値をつけてブランド化していくと。非常に難しい問題やと思います。これは皆さんも御存じだと思いますけれども、せんだっての収穫祭。本当に平群で基幹産業が農業であるのかという中で、農産物が幾ら出てたかと。私は非常に寂しい思いしました、実際のところ。出品物の約7割、8割は花であったと思います。実際のところ、食するに供するものは、ほとんどって言いませんけども少ない状況で、そんな中でなかなか付加価値をつけていくのも、かなり大変なところだと思いますが、実際、これ町として本当にもとの基幹産業の農業をもっと腰を据えてしっかりと進めていくことが先決だと思います。その辺についてどう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

農業の考え方の御質問でございますが、23年度で緊急雇用のメニューを使って地域産業活性化検討業務。これはもうずばり農業戦略ビジョンを今後の農業の展望をどう考えていくかというところを一定委託発注して検討したわけでございます。やはりその中で出てきたのは、全国的に、またあるいは奈良県でも言われてますけども、一つは農業の推進を阻害してる要因。高齢化ですね。あとは最近平群町では頻繁に非常にひどくなってきてますけども、アライグマ、イノシシの被害。あとは、やっぱり農業が農業として、それを産業として儲かる農業をどういうふうに展開していくかというのが非常に難しい時代になってる。小菊なんかでも、非常に大規模な面積の農家が非常に多くなってきて、逆に言うと、小規模な農家が淘汰されていってると。そんなところがございます。一つの農業の拠点として道の駅の直売所というのがございます。直売所の増設につきましても、23日に新たにリニューアルオープンしました。そんなところをですね、拠点に、より平群町の農業を強い農業にしていく、飛躍、発展していくと。そんな思いがございます。一つですね、やはり農産物を農産物で販売するのも大事なんですけども、やはりそれに対して、一つの加工、手を施して、それに対して付加価値をつけて販売する。そして販路を広げていくと。こういった展開が必要じゃないかと。今回のですね、補正予算については、この内閣府の補助のメニューがありまして、それにたまたまと言いますか、私どもホームページで検索して企画書をつくらせてもらって、ちょうどですね、地域産業活性化検討業務の次のステップ、次の展開、それをどのように進めていくのかと、大きな課題だったもので、ちょうどですね、そういうメニューを使って調査業務をさせていただきたいと。最終的にはこれは当然我々目指してるの

は遊休農地の解消であり、担い手不足の解消、そんなことで新たな都市近郊農業を展開していくと。このようなことを目指してまいりたいということで、今回ですね、24年度の補正予算ということで、少なくとも要するに検討の、これは特定地域再生計画策定事業ということで、一定の制約がございます。ただですね、平群町に見合ったような地域再生計画を立案すると。このようになっておりますので、一定ですね、これはまた中間地点で議会にもお示しをさせていただいて意見を賜りたいと、このように思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議 長

下中君。

○10番

特に平群町、都市近郊ということで、いろんな農作物ができて、その販路拡大ということで、いろいろ今日までこられました。現在も進行形で販路拡大ということでやっておられます。いま言われたように、次なる付加価値をどうしてつけていくか。これが一番難しいところで、サツマイモが焼酎に生まれ変わったように、いろんな手もあります。ケーキ類等もあると思います。よく言われる落花生からピーナッツというようなもので、口では簡単に言えますけど、なかなかそこまで到達するのは大変難しいと思います。いま課長答弁されたように、やはり平群の農業は強いんだと、これだけいけるんだということを、やはり消費者並びに市場関係者へアピールしていくためには、次なるステップということでいま考えておられると思いますけれども、ただ、言葉に語弊があるかもしれませんが、コンサルに丸投げということではなくて、本当にやはり農業従事者の方の意見も聞き、よく町長も言われております、農商工連携と言われているように、その辺も十分踏まえて、今後、町としても積極的にかかわって進めていくべきだと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

当然、おっしゃっていただいている、御心配いただいていることは当然かと思えます。コンサル任せにするんじゃないという御指摘でございます。今回の業務で実際にどのような事業の展開が可能なのかということで、実際にその新興団地の定年退職されてる方であるとかですね、農業者も当然なんですけども、だれが何をどのようにという、その辺のところも踏まえて、当然その費用面も含めてですけども、一定の青写真までは今年度の発注業務で何とか描いていけたらなど。それが次のステップにつなげていくということになるかというふ

うに思います。そのようなことで、ぜひですね、実効性の高い計画に仕上げたいというふうを考えております。

○議長

下中君。

○10番

先ほど言われたように、中間的にでもある程度まとまった段階でまた議会のほうへも示していただくようによろしくお願いします。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

15ページの中学校費ですけれども、停電対応型電話システム機器の賃借料。債務負担行為で113万円ということですが、これはいままでのこの電話のシステムとどう違うのか、具体的に中身を教えていただけますでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

中学校のですね、校内の電話システムというのが平成12年に整備されたものでありまして、ことしの8月14日の落雷が原因と思われる故障によりまして、停電時には全く通話ができなくなったと。そういった状況になりまして、修理を依頼したんですけれども、古い製品でですね、部品がないということから、修理できないということで、いわゆる電話交換機です。電話交換機の更新です。といいますのは、昔の黒電話でしたら停電時でも電話通話できるんですけれども、いまもうすべて電気で電話交換機通してやりますので、停電になると外線から通じないということがありますので、今回、その電話交換機のシステムを全体更新するというので6年リースということで計上したものでございます。

以上です。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

それでは、森田議員の先ほどの質問に対して補足説明をしたいということで、許可します。健康保険課長。

○健康保険課長

お時間をとっていただきましてありがとうございます。

先ほどプリズムへぐりの光熱水費のところですね、漏水の件で6カ月かかったということで説明をさせていただきました。そのことについてはそのとおりなんですけど、ただですね、6カ月間漏水をほうっておいたということではなくてですね、御存じのように、水道検針というのは2カ月に1回行われております。そういうことで、漏水が発覚したらすぐにその調査を開始をしまして修理をしておったということです。そしてまた、次の検針のときに、また別の場所が漏水しておってということで、3回続いてこういうことになりまして、そのたびに漏水の修理をさせていただいたんですけども、結果的に6カ月かかったということで説明をさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いたします。

○議長

ほかにございませんか。井戸君。

○1番

12ページの介護保険会計でお聞きしたいんですが、一気に補正を出すぐらいに上がってしまったということなんですけども、前回、協議会か委員会ではその原因もわからないということだったんですけども、現段階で、いまでは増えた理由というのはわかっているんでしょうか。それが一つと、もう一つは、ほかの地域、他の市町村もこのようなことが起きているのか。その辺、よろしくお願いたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

一般会計からの繰り出しでございますので、当然、受ける側のほうの介護保険特別会計のほうがまず問題になるというふうに思います。基本的には議員おっしゃいましたように、認定者数が平成24年から3年間、第5期介護保険計画で想定しております。この計画はほぼ半年かけて作製してまいりましたが、この4月以降、見ておりますと介護認定者数が急激に増加をしております。すべての65歳以上の方が認定を受けられるかどうかといたら、それは別の話でございますけれども、いままでの状況と格段に変わっております。ちなみに、昨年10月末とことし10月末段階における平群町と近隣、特に三郷、斑鳩の状況を見ますと、平群町では認定者数、要支援1から要介護5までの総数が121人の増加でございます。ところが、人口規模で大きく、しかも65歳以上の人口も多いという三郷、斑鳩でございますが、48人、49人、50人に達

しない状況でございます。そういうことを見ますと、平群町、いかに高齢化率が高いといいましても、斑鳩、三郷に比べて倍以上の認定数の伸びになっていると。そのことがまずございます。それと、平群町、近隣に比べますと、介護保険事業所、要するに受け皿も含めて多数ございます。まだまだ不足する部分も含めてございますけども、あるということが条件で、認定、要支援、要介護受けられますと、当然、施設の利用、住宅改修等も含めてされるということも含めてございまして、全体的に給付費、当初想定をしておりました予算として計上させていただきました特別会計で、現時点において、年度末会計では不足を生じる結果になるという予想に基づきまして、今回、特別会計での補正をさせていただきました。それに伴い、一般会計から市町村への負担がございまして、その割合に応じて繰り出し金を設定をさせていただくところでございます。

以上でございます。

○議 長

井戸君。

○1 番

わかりやすい解説ありがとうございます。何となくわかってきた、人数的に増えてきたのはわかるんですけども、これからこの要因っていったらまだ多分すぐにはわからないのかなと思いますので、ぜひとも早く見つけていただいて、いい意味で増えていけばそれはいいんですけども、意識的に受けやすくなったとかはいいんですけども、単純に何か違う原因があって増えてるとかなれば、またそれはそれで困りますんで、ぜひとも解明のほうもできたらよろしく願いします。答弁は結構です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は会議規則第39条の規定により、総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第68号 平成24年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第68号 提案理由説明

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第68号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第19 議案第69号 平成24年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第69号 提案理由説明

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

非常にわかりにくい説明だったんですけどね、一つはね、公共下水道事業費で水道移設補償費の増額ということで、ほぼ999万円。これを国庫支出金の社会資本整備総合交付金を充てると。これの説明のときに、追加割り当てが1,000万あったっていうのは、これは国から勝手に1,000万使いますよということだったのか。

それともう一つ、さっきの説明で、吉新の下水工事で4,000万を5,000万にしたいという話があったと。したいというのはどういうことなのか。4,000万で予定したら5,000万かかるということだったらわかるけど、いま、したいっていう説明したけども、したいっていうのはどういうことなのか。この辺の絡みが全くいまの説明ではわからへんのやけど、この辺の絡みがすべてわかるようにもう一回説明してもらえますか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

まずですね、追加割り当てにつきましては、町のほうから県のほうに追加割り当てを要望しております。

吉新の工事につきましては、精査した結果ですね、4,000万の予定してました事業費が5,000万になると。したいということではなくて、そうなりますということでございます。もともと水道移設についてはですね、24年度予算では予定はしておりませんでした。名目予算1万円を組んでたんですが、1,000万円の事業費をですね、今回増額をして執行したいと。原因としましては、竜田川2工区の水道移設と平等寺の地区の水道移設につきましては、当初予定はですね、平成23年度の繰越明許予算の中で何とか執行したいというふうに考えておったんですが、23年度明許繰り越しの予算がですね、この間ずっと事業をしておる中で不足するというので、改めて24年度現年度予算で執行したいということでございます。

○議長

山口君。

○6番

それとね、それはそれでええとしてね、じゃあ、その1,000万の国から

社会資本整備総合交付金が来たと。これはもともと予定してなかった水道の移設費に充てると。これはこれでわかります。じゃあ、このときに、この中、歳出のほうの下水道建設費でね、国庫支出金1,000万、これはいいですわね。その後、要するに特定財源の地方債で480万。一方で、その他財源というのは、これは町からの一般繰入金だというふうに思いますが、433万6,000円減額してる。この絡みはというふうな説明になるわけ。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

確かにちょっとわかりにくいのかなと思うんですが、公共下水道事業費の中にですね、もともと工事請負費、それと水道移設補償等、あと委託料等項目があるわけなんですけど、まず工事請負費につきましては、そもそも24年度当初予算で6,000万の予算を組んでおります。そのうちですね、もともとは4,000万ほどで吉新地区の工事を予定してたんですが、精査した結果、5,000万程度ということになると。それ以外につきましては、基本的に町単独事業で集中浄化の地域の小さな補修工事を予定しておりました。それは非常に部分的なもので国庫補助の対象にならない修繕工事というのを予定してたんですが、幹線部分の工事がいまやっております途中ですので、個々の修繕工事につきましては、来年度、25年度で固めて実施すると。その分をですね、単独で予定してた分を吉新で工事費が増額する分に充てて、不足する財源として国庫補助金をいただくと。追加割り当てをいただくと。国庫補助事業の補助率は2分の1でございますので、それに対する増と、それと保障につきましても、水道移設補償についてはですね、1,000万円のうち国庫補助500万、2分の1あります。これも当初予定しておりませんでしたので、その分が増額になると。それと、起債につきましてはですね、補助事業の中で認められています事務費分に係る起債があるんですが、当初その260万ほど事務費分の起債を予定してたんですが、今回事業費は増になりますので、計算としましては、限度額が上がりまして、この中身では340万ほどの起債を予定しておるということで、120万ほどここでは増えております。個々に差し引きした結果が財源内訳の中で出てきておりますので、説明、確かにこれだけを見てどこがどう変わったのかというのは予算課目の中でわかりにくい部分もあるかと思いますが、基本的には補助事業分として2,000万に当たる2分の1の国庫補助金1,000万の増額と。あとは起債の割り振りの関係で町債、その他の財源が若干変わるということでございます。

○議長

山口君。

○6 番

あのね、補正で出てるわけだから、補正に絡んで財源変更にしたって説明できるように大体資料としては本来出るわけじゃないですか。いまの説明だったら、当初予算も全部ひっくり返してみて、変わったやつを見ないとわからない。そういう補正の予算の組み方っていうのはいかになもんかなっていうふうに思うんですよ。こんな全然見たってわからないじゃないですか。だっていまの説明で言えば、私たち、この前から聞いているのは、公共下水道については5割補助と。5割補助で、起債がその半分のうちの9割やったかな。9割か95%、9割やったと思うんですが、補助でしょう。残りを一般財源、下水道会計なら下水道会計でやると。町のほうの持ち出しも何%か、何割かあるんだと思うんやけど、これで言ったら、このその他の433万6,000円、何でこれ999万でこれだけ削れんのかっていうのが、これ見たってわからんわけでしょう。社会資本でもらってるのに、社会資本っていうのは全部公共下水道の1,000万やったら2,000万の事業せなあかんのに、これ2,000万の事業になってないじゃないですか。さっき500万って言ったでしょう。社会資本の1,000万入ってくる中の500万は公共下水道で、あとの500万はじゃあ何なのっていうふうにだってなってくるわけや、これだけ見れば。だから、この要するに補正予算書の立て方自体が、変わるところを中心にきちんとわかるようにしてもらわないと、補正前の額と補正後の額はもちろんこれは合うんですよ。その中身が問題で、こんなごちゃごちゃしてたんでは、全然私はわからんと思うんやけど、わからん私のほうが悪いのか、説明を聞いてわからん私が悪いのか、それはわかりませんが、いま聞いててもさっぱりわからんしね、もうちょっとやり方あるんちゃうかなって、きょうはここでそんな長々やる気はないけども、ちょっとその辺はもうちょっとわかりやすくないですか。財政課はどうですか。これで財政課も見てぱっとわかりますか、西本課長。毎日財政ばかりやってるから、そっちのほうはプロやと思いますけど。いま説明聞いて、これ即決ですからね。別に何か変なことやってるとはもちろん思わないし、そんなことも思ってないんやけど、見てわからん予算書っていうのは非常に困るんです。議員として困るんです。どう思いますか。すぐわかりましたか、これ。課ちゃうから関係ないっていうことはないと思いますよ。副町長わかりましたか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

おっしゃることは確かにそのとおり、わかりにくい。要はね、節の中身での財源内訳が書いてあったらですね、わかるのかなと思うんです。例えば公共下水道事業費の中には工事請負費あるいは補償金あって、その中の財源内訳がそれぞれ変わりますので、結果こういうことになるということなんですが、書きぶりとして、節の財源内訳っていうのは従来書いてなかったと思いますので、こういったケースの場合、例えば別に資料なりをつけるなりということもあるのかなと思いますが、それについては検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

山口君。

○6番

そのとおりです。そうせんとほんまにわからへん。一々全部、平群町の場合、これはまだ2号ですけど、一般会計なんか見たらね、最終8号ぐらいまでいってる。そしたら当初予算から8号まで全部見て初めて決算と予算最終とがわかるわけよ。そんなことやってたらね、何ぼ時間あたって、何ぼ広い部屋あったって、なかなかできへんからね。いま島野課長言ったように、次からもしこういうことが起こる場合は、ちょっといま言ってくれたように、そういう補足説明をね、節のうちでどう変わったかというのも別添というか後ろのほうにつけてもらおうとかいうふうにしてほしいんですが、その点、西本課長、どうですか。こんなん今までなかったんやわ。島野課長はそうしてほしいみたいなこと言ってるけど。どっかで決めてあげないと勝手にできないでしょう。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

資料ということになると一般会計にも影響しますんで、説明不足だった点を補足させていただきたいと思います。まず、この中で工事請負費という項目がありまして、その中のですね、財源内訳が変わっております。予算総額は6,000万。これは変わらずです。うちですね、当初は補助対象事業費が4,000万予定しておりました。これを補助対象事業費を5,000万に増額すると。よって町単独事業費は当初2,000万ありましたが、1,000万に減額するということです。その結果、補助対象事業費の増額に伴いまして、2分の1の国庫補助金が当初2,000万ございましたが、2,500万、500万の増額になると。これの補助裏の起債、これも2,000万の予定しておりましたものが、2,500万になるということでございます。町単独事業費、当初2,000万予定しておりましたのを1,000万に減額しまして、その

うち単独起債の対象と考えておりましたのが1,200万予定しておりましたが、事業費の減額に伴いまして半分の600万円に。よって単独起債はここでは600万円ということで、よってですね、工事請負費の財源内訳としましては、6,000万円の総額のうち、国庫補助金が2,500万円、補助対象の起債が2,500万円、単独対象の起債が600万円ということになります。残りはその他ということです。補償金につきましては、もともと水道移設補償を予定しておりませんでしたので、補助対象事業費がゼロでございましたが、今回、対象事業費が1,000万円と。2分の1の国庫補助が500万円を増額と。補助裏の起債としまして500万円ということでございます。それ以外に補助裏の起債としまして、事務費分としまして260万円予定しておりました当初予算が340万円に増額するということでございます。よってですね、総額的に言いますと、公共下水道事業としまして、事務費を除く分と言いますと、国庫補助金が3,000万円、補助裏起債が3,340万円、単独起債として600万円、起債の合計が3,940万円ということで、中身としてはそういうふうになっております。その以外にですね、職員手当、需用費等ございますので、その集約した結果としまして、ここに書かれているとおりの財源内訳ということになります。資料としては出してないんですが、中身としてはそういう御説明させていただきまして御理解いただきたいというふうに存じます。よろしく申し上げます。

○議長

ほかにございませんか。森田君。

○4番

先ほどの国保会計でもそうなんですけども、下水道会計でも超勤が目立つようになってきてるんですけども、当初予算でも超勤が計上されてたと思うんですけども、この超勤の内容、具体的にどんなこと、人が足りないのかということも波及する可能性があると思いますので、お答えいただけませんか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

超過勤務手当の増額につきましては、当初予算ではですね、前年度をベースとして要求するというようなことでルールづけされております。今回、下水道事業に関しましては、23年度からの繰り越し事業がかなり高額になりまして、例年と比べてですね、かなり事業量が多いということで、主に工事関係の積算業務だとか工事の現場管理、そういったものに例年以上に時間を割いておるということで、内容としてはなっております。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第69号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

午後7時まで時間延長をいたします。

4時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時27分)

再 開 (午後 4時40分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

日程第20 議案第70号 平成24年度平群町介護保険特別会計補正予算
(第2号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第70号 提案理由説明

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。植田君。

○5番

少しお聞きをします。

この時期にですね、9ページの居宅介護のサービスの給付費が相当増額になってると。7,000万を超えるような状況ですね。それでね、先ほど一般会計の補正のときにも出たと思うんですが、認定者が増加しているということのことなんですけども、そこでですね、認定者のうちね、実際に認定で介護度を得て、実際にサービスを利用する場合には、そのケアプランを作成してもらって初めてサービスを受給する形となるんですけども、実際、こんだけ7,300万円ほどの補正をするということは、認定を受けた方のどれぐらいの割合、新たに増えたと言われる方のどれぐらいの割合で実際にサービスを受けてる状況が出てきているのか。というのは、居宅介護サービス計画給付費というところで350万ほど増額になってるんですが、これはこの程度のもんなのかということなんですね。それでケアプランを立ててもらって、実際居宅介護サービスの給付費に移っていくんですけども、この費用の関係でいったらどういうふうに見たらええのか。だから実際にその百何ぼか増えたっておっしゃってたけど、その人たちのうち、どれぐらいの割合が実際にケアプランを立ててもらって介護給付を受けようというふうな状況になってきているのか、そこら辺ちょっと少し説明していただきたい。

それと、入りのところでね、1号被保険者の保険料で3,200万円増額の補正になってるんですけども、当初の予算から、これは純増に増えるという見方でいいのかどうか。それと、24年度の最終ね、ここの保険料というのは、今回はこの3,200万円となっておりますが、これ以上に出てくる状況があるのかどうか。そこら辺、もう少しちょっと説明いただきたいなというふうに思います。今回の補正のために3,200万円だけ上げたのか、それともこれが目いっぱい今年度見込んでいた額だというふうに考えていいのか。その2点お願いします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

福祉課としても非常に悩むところがございます。まず、先ほどの一般会計の

ときでも申し上げましたように、昨年10月末、ことしの10月末における認定者数の増加ということで121人の増加というふうに申し上げました。それと、議員御質問の、具体的認定は受けたけれども、どれぐらいの人が受給してサービス提供を受けているのかということでございます。若干の数字の誤差もあるかも知れませんが、約800人近い方が受給されております。全体が1,003人に対して790から800ぐらいの方が受給をされてるというふうに報告では受けております。非常に受給率は高いです。

次、調定額との関係でございます。これがほぼ天だというふうに思っております。これから以降、こういう言い方をするとあれですが、亡くなられる方も、あるいは転出される方も含めてございます。そういう意味では、ここから数字上、調定額としては減っていくというふうに考えておりますけど、大幅な減ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

植田君。

○5 番

いま、増えてんのが121名増えたとおっしゃって、そのうちのどれぐらいが実際使ってるのか。その1,003人というのは、いままで認定を更新されてる方も含めての数ですよ。そして、そのうちの認定を更新も含めてやられた方が800人ほど使っていると。そういう意味では、その121っていうのが計画に対してどの程度ずれが生じてきているのかということ、この7,300万増えてるっていうのが、その121名が新たに新規で認定を申し出はった方たちだけの分ではないとは思いますが、このうちのどれぐらいを見込んでんのかと。その増えた人数の方たちが利用するであろう。それがいま現在、実際にケアプランをね、申請されてる状況がどの程度あるのかと。121増えたうちの実際ケアプランどれぐらい、そのうちの方が申請されて今後使っていこうということになっていくのか。そこら辺の見込み、それがどれぐらいなのかっていうのを聞きたいんです。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

非常に難しいことで、うちも集計をしてるんですけども、正確には伸びた新規の、1年間で新規で認定された方の中で具体的にどれぐらいサービス提供を受けておられるのかって、ちょっと正確な数字はいま現在まだ把握できておりません。しかし一般的に考えれば、121人、1年間で伸びたっていうふうに

考えれば、それに対して受給者の割合が790から800、要するに8割近くの方が受給をされてるってということで考えれば、平均的には121人のうちの8割、八十数人から90人近い方が利用されてるように考えるのが妥当だというふうに思ってます。これまた正しい数字は集計すべきだというふうに思っております。それと、認定者数のまず増加でございます。山口議員も含めて介護保険の運営協議会に入らせていただきましたが、平成26年度の段階で認定者数を想定したのが、正確な数字は覚えてません、1,000、ちょっと超えた数字だと思っておりますが、それと24年10月現在の数字がほぼ同数になってきております。ということは、3年前倒しで認定者数が増えていると。この1年間で増えているということで、非常にこの数字をどう理解していいのかというのもこちらとしてもまだまだ迷っております、分析している最中でございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○6番

相当増えてると。計画よりも2年早くということですから。いま、今年から3年間ということですね、その初年度にもかかわらずそういう実態と。ただ、実際ここまで補正出されてるだけ増えるかどうか、別問題だと思うんですが、そのことは別にしてね、同時に保険料、歳入ですね、当然、給付した分だけ保険料で予算上は数字出すわけですが、それでいま植田議員の質問には、これを上げて3億3,100万になっても目いっぱい集めればこれぐらいになるという話ですけれどもね、実際はそうはいかないだろうというふうに思うんです。これでいくとね、いま、12月ですから、まだもうちょっとありますけれども、これでいくと、単年度決算、当然赤字にならざるを得ないだろうと。どれぐらい見込んでますか、いまの段階で。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

正確な数字としてはまだシミュレーションしておりません。約1,000万ぐらいというふうに想定をしておるだけです。まだ正確にはシミュレーションできておりません。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第70号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第21 議案第71号 平成24年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第71号 提案理由説明

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第71号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第22 議案第72号 平群町公共下水道4号汚水幹線工事の請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第72号 提案理由説明

○議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。奥田君。

○3 番

本件の設計金額は幾らになってるんですか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

設計金額につきましては、7,706万550円となっております。

○議 長

奥田君。

○3 番

そして契約の指名の業者は近鉄ほか何名になってますか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

指名業者は12者でございます。12者で競争入札を実施したわけですが、9者辞退いたしまして、応札いただいたのは3者でございます。

○議 長

奥田君。

○3 番

これ見ると、近鉄の下を横切るちょうことは、近鉄でなかったらできない工事ですか。それともだれでもできる、どういうふうな何か制約が、難しい工事があるんですか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

まずね、踏切下横断につきましては、近鉄の技術的な講習を受けられて、軌道関係の工事に対する技術者が在籍して、なおかつそれが元請として工事を請け負うということできないということになっております。

○議 長

奥田君。

○3 番

そうすると、近鉄の何か関係なかったら応札できないというような結果になるの違いますか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

基本的には軌道内の工事についてはそういうことになります。

○議 長

井戸君。

○1 番

私も気になってたんですけども、近鉄関係で近鉄ってなってきたら、やっぱりちょっと高くなってるんじゃないかっていうイメージがあるんですけども、実際いかがなんでしょうか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

今回の先ほど申しあげました設計価格に対してですね、町の規定によりまず最低制限価格を設定しておりまして、今回の落札額につきましては、最低制限価格で落札となっております。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより、議案第72号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決
しました。

日程第23 議案第73号 平群町公共下水道5号幹線その4工事の請負契
約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第73号 提案理由説明

○議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第73号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第24 議案第74号 財産の取得について
を議題といたします。

ここでお断りを申し上げます。ただいま議題となっております議案第74号
財産の取得について、日程第25 議案第75号につきましては、土地開発
公社に係る議案ですので、地方自治法第117条の規定により、土地開発
公社の理事及び監事の職にある議員は除籍の対象となります。よって、監事の
職にあります高幣幸生君の退席をお願いいたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第74号 提案理由説明

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

次の後でもよかったですけども、結局この間、町から説明があったように、
公社の解散に当たって15億か16億円近いですね、損失が出て、それを町が
弁済するという事になったわけです。この間、いろんな議論の中で住民に説
明するという事で、住民説明会等でも資料として出されています。また広報
にもですね、9月と11月、2回掲載されましたけれども、私はこの間議会で
広報で住民の皆さんにしっかりこの間の経緯も含めてですね、責任の所在も含
めて知らせ、今後このようなことのないようにすべきだというふうに申し上げ
てきましたが、2回のあの連載ではね、余りにも私は少な過ぎる。もうちょ
っとやっぱり詳しくですね、掘り下げて、その原因も明らかにした上で今後起

こらないようにするためにはですね、あの程度で、これで終わったのかどうかよくわからない書き方でしたけれども、12月号には載ってなかったことを思うと2回で終わってるのかなと。その点、まだ連載されるのかどうか。その点はどうなのでしょう。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

住民の皆さんへの説明につきましては、これまで幾度となくやっております。ことしの4月には住民説明会の関係で詳しく資料もつくってお示しさせてもらってますし、ホームページのほうにも詳しい内容については掲載させてもらってます。それ以外に広報のほうにも、これも山口議員からの御提案もいただいて連載でということで載せさせていただきました。同時にホームページのほうにも掲載しております。どこまで説明をというふうなことになるんですけども、一応町としましては、持っている情報についてはすべてオープンに、ホームページや可能な媒体を使ってやってきましたので、一応これで終結してるというふうには考えてます。

○議長

山口君。

○6番

じゃあ、あれで一応住民には全部説明したと。一応理解されたのかどうか、私とも2件ほど電話ありましたけれども、大分前ですけどもね。非常に憤慨している電話、何で私とこにかかってきたかよくわかりませんが、そういう電話がありましたから、当然、この間解散議決に対しては、私どももいまの状況の中では処理方法としてはこれしかないということは十分理解はしています。しかし、このことをやっぱりね、しっかり教訓にすべきことですので、今後も含めてですね、これはこれで3月末で解散ということですのですべて終わってしまうわけですけども、これから借金返しが始まるわけですからね、そのことはやっぱり行政側としてもですね、もちろん議会としても全く反省ないということにはならないのかもわかりませんが、やっぱりしっかりとその辺は今後気をつけてやっていただきたいと。そのことは述べさせていただいてですね、質問ではないですけども、一応意見として言うておきます。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

物件一覧表、皆見てはると思うんやけど、例えばね、これちょっとはっきりしていかなあかんねん、この議会で。28、29、横、筋ペって引いてるやろ。鑑定評価に含まない。それから51から62並びに77まで。これ鑑定評価に入っていない。これ皆さん、気ついてはると思うんやけど、一定、その地域の進入路に関して開発公社に一応あったけども、解散するに当たって整理しようということと思うねん。その上にもちょっと2ヶ所あるんやけど、そこらへんここで議会でね、はっきりちょっともう町のもんになってるというふうに思っ
てんねんけど、ここら辺が議会でこれはっきりしていかなんたら、後で住民から言われたら大変です。何で鑑定入っていないのに、その質問もせえへんかったんやということになればですよ、大変なことになると思います。それで、この件について御答弁願えますか。すみません。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

今回、この議案につきましては、公社が持っている物件すべてを洗い出してということでお示しさせてもらってます。これまでずっと、いま議員が述べられたような部分については、土地開発公社の土地台帳のほうには載ってない、つまりもう権利のない土地ということで、既に町のほうに事実上権利移転して
るものであります。ただ、登記上、公社のほうに残ってる物件がこの中央公園進入用道路敷としてありましたので、そういう意味合いで載せております。

○議長

馬本君。

○12番

実はそのようにちょっとね、説明最初してほしかったの、正直な話。十五億何ぼの後に、また出てきますけどね。というのは、要するに登記手続をしていなかったと。諸般の事情と申しますけども。権利は平群町に移ってるということ
を聞きましたけど。そやから、今後解散するけども、一応そういう御答弁いただいたということで私も認識しますので、よろしくお願ひします。

○議長

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第74号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第25 議案第75号 権利の放棄について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第75号 提案理由説明

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第75号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご

ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

高幣幸生君の入場を許可いたします。

日程第26 議案第76号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合同規約の一部
を変更する規約について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第76号 提案理由説明

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第76号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決

しました。

日程第 27 同意第 3 号 監査委員の選任に同意を求めることについて
を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第 3 号

監査委員の選任に同意を求めることについて

監査委員 木村尚巧は、平成 24 年 12 月 31 日をもって任期を満了するから、引き続き下記の者を任命したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 24 年 12 月 3 日提出

平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 兵庫県西宮市角石町 2 番 17 号

氏 名 木村尚巧

生年月日 昭和 48 年 6 月 3 日

以上でございます。

○議 長

提出者の説明を求めます。町長。

○町 長

提案の説明をさせていただきます。現在、監査委員の木村氏におかれましては、平成 21 年 1 月より平群町監査委員として御活躍いただいておりますが、本年 12 月末に任期満了を迎えることとなります。この間の監査委員としての実績を踏まえ、引き続き木村尚巧氏を監査委員に選任したいと思います。監査委員の職務は地方自治法に定められておりますが、常に法令等に適切に対応することが求められます。木村氏は現在、浜田・木村法律事務所に勤務をされ御活躍中ですが、法律の趣旨を御理解していただき、引き続き適切に監査していただけるものであると確信しております。

御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。
同意第3号について採決を行います。
本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり同意することに決定しました。

日程第28 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を
求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第4号

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員 野上威志は、平成24年12月15日をもって任期を満了するから、引き続き下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成24年12月3日提出

平群町長 岩崎 万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町竜田川3丁目11番16号

氏 名 野上威志

生年月日 昭和17年2月19日

以上でございます。

○議 長

提出者の説明を求めます。町長。

○町 長

提案理由の説明をさせていただきます。固定資産評価審査委員会委員は皆様御承知のように、地方税法第423条に規定されているとおり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するために設置された大変重要な機関であります。野上威志氏は、平成15年12月より委員として御活躍いただいております。これまでの経験を生かしていただきまして、引き続き固定資産評価審査委員会委員として御活躍いただきたいと考えておりますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

同意第4号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり同意することに決定しました。

続きまして

日程第29 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める

ことについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

平成24年12月3日提出

平群町長 岩崎 万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町西宮2丁目10番57-3号

氏 名 井戸美恵子

生年月日 昭和20年7月29日

以上でございます。

○議長

町長の説明を求めます。町長。

○町長

提案理由につきまして説明申し上げます。人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、さまざまな活動を行っていただいております。井戸美恵子氏は、平成22年4月より人権擁護委員として御活躍いただいているところですが、平成25年3月で任期満了となります。引き続き人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見をいただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長

お諮りします。本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推せん

つき意見を求めることについて適任であると答申することに決定いたしました。

日程第 30 請願第 1 号 家庭ごみ有料化に関する請願書を議題といたします。

請願文書表の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

平成 24 年第 7 回平群町議会定例会請願文書表

受理番号 第 1 号

受理年月日 平成 24 年 11 月 19 日

件名 家庭ごみ有料化に関する請願書

請願の要旨 要旨

12 月定例町議会で町が上程を予定している「家庭ごみ有料化、来年 10 月実施」条例案は、平群町廃棄物減量等推進審議会答申が求める「住民の合意形成」の要件を満たしていないと考えられますので審議され、採決を見送ることを請願します。

理由

平成 24 年 7 月 19 日の審議会の挨拶で岩崎町長は、「来年 10 月家庭ごみ有料化を実施する」ことを表明しました。

①それを受けて実施された 10 月 13 日と 11 月 4 日の家庭ごみ有料化住民説明会には、それぞれ 109 人、114 人計 223 人が参加し、この問題に関する住民の関心の高さを示しました。2 回の説明会で 35 人から質問・意見が出されましたが、有料化に賛成する意見は 3 名、賛否不明 1 名で圧倒的多数は有料化反対でした。また、両日の説明会の参加者が過去最高とはいえ、有権者の 1.32%、世帯では 2.87% に過ぎません。

家庭ごみ有料化住民説明会資料も参加者だけにしか配付されていないことを考えると、圧倒的多数の住民は、有料化についての町の方針する知らされていないと言わざるを得ません。

平成 21 年 4 月 30 日付け「平群町のごみ有料化実施の方法について(答申)」は有料化実施について「有料化の実施時期は、住民説明会を行い、合意形成を図られてから実施すること」と言っていますが、現状は、「住民の合意形成」がなされたとは、とても言えません。

②また、町は今回の住民説明会において、「有料化は一つのきっかけで、有料化だけでごみは減らない」と答えていますが、

有料化以外に具体的なごみ減量政策を示さずに、「家庭系廃棄物の排出量を有料化後3年後を目途として平成28年度までに平成23年度比で20%削減、その後34年度までに35%削減」するとしています。

この間、「平群町のまちづくりを考える会」は、平群町の一人当たりの家庭ごみ排出量がなぜ、全国、奈良県平均より突出して多い原因を明らかにするよう町に何回も要請しましたが、ただ「ダンボール出しがその原因の一つで、それ以外は掴んでいない」と述べるだけで平群町のごみ排出量が突出している究明の努力は行われませんでした。ごみが多い原因が分からなければ根本的な方策も明らかになりません。

平群町一般廃棄物処理基本計画（平成24年7月発行）や今回の住民説明会資料にもそのことは触れていません。

今回の有料化条例案は平群町廃棄物減量等推進協議会の求める実施条件を満たしていないと考えられるだけでなく、有料化しても家庭ごみが大きく減るとは考えられません。

よって地方自治法第124条の規定により、上記の通り請願書を提出します。

請願者の住所及び氏名 請願者代表 平群町の町づくりを考える会
平群町若葉台4丁目21番5号
藤並行三他4名

紹介議員 山口昌亮
付託委員会 文教厚生委員会
以上でございます。

○議長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。山口君。

○6番

いま、局長のほうで朗読していただいたとおりですから、別につけ加えることはないんですが、ここに書かれていますように、多くの住民の方がですね、まだまだ有料化について賛成というか、そのことがよいというふうに思われていない。理解もまだまだ少ないというふうに請願された方々はですね、この間の町の説明会その他この団体はごみの減量の問題についてですね、長らく活動されてきたことからそのように考えられていると。そのため、今回町が提出された有料化の議案に対してですね、議会としては慎重に取り扱ってほしい。12月議会で即決するようなことはないようにしてほしい。こういう趣旨であります。

す。そういう趣旨ですので、ぜひですね、この請願に対しては議員各位の賛同をいただきたいということもあわせてお願いしてですね、趣旨説明といたします。

以上です。

○議長

これより、質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

請願第1号については会議規則第92条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本請願は文教厚生委員会に付託することに決しました。

日程第31 発議第13号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読します。

発議第13号

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年12月3日

提出者 山口昌亮

賛成者 井戸太郎

森田勝

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平群町国民健康保険税条例（昭和34年4月平群村条例第3号）の一部を次

のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.95」を「100分の6.3」に改める。

第5条中「27,000円」を「24,000円」に改める。

第5条の2(1)中「27,000円」を「24,000円」に改める。

第5条の2(2)中「13,500円」を「12,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の平群町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議 長

提出者の提案理由説明を求めます。山口君。

○6 番

提案理由は載っていますので、読み上げて説明いたします。

平群町の国民健康保険税は平成20年度から、それまでの「医療分」と「介護分」の課税に、後期高齢者支援金の課税を単純に上乘せする増税（加入者1人平均約2万円）をしたため、平成20年度から22年度までの3年間で約2億5,700万円の黒字になりました。この結果、平成19年度末の累積赤字約7,780万円を差し引いても、平成22年度末の国保会計は約1億7,900万円の剰余金が生まれました。

そして、平成23年度は、「資産割」の廃止で約4,400万円の減税が実施されましたが、単年度収支は約4,700万円の黒字になり、23年度末の剰余金は約2億2,700万円にものぼっています。今年度24年度も約1,700万円の減税が行われましたが、剰余金の額に比べてまだまだ不十分です。

この条例改正による減税額は約5,400万円です。20年度以降の国保会計の推移は、この減税を実施しても剰余金の取り崩しは年間3千万円程度で、5年後も剰余金が1億円程度残る試算になります。

いずれにしても、国民健康保険加入者の税負担によって生まれた剰余金は、加入者に還元すべきものです。本条例の一部改正は、それを踏まえた上でのものです。

ということで、ここに書いてあるように、この間の特に平成20年度の増税、これが非常に大きくてですね、その後3億4,000万円、4年間で黒字にな

ってると。御存じのように23年、いま説明しましたように、23年度は資産割を廃止して、町の試算では4,400万円の減税を行ってるわけです。今年度は1,700万円の減税を行っている。合わせて6,100万円になるわけですがけれども、例えば昨年23年度、4,400万円減税やってですね、まだ4,700万円の単年度黒字が出たということはね、あの減税をなしに20年度のまま4年間推移したとすれば、3億8,000万ぐらいの黒字になってるんですね。1年間の剰余金、平均すると8,750万円になる。これはまだですね、まだまだ引き下げる余地があるということを十分示していますし、そういう点から言えば、ここにいま読み上げましたように、これから5年、今後国民健康保険広域化の話も出たりしていますけれども、平群町にとってはこれだけの財源がですね、国保加入者から集めた金が余ってるということは、当然それを返していくとか還元していく。そのことが大事だと思いますので、町長はこの間、再来年か今年度の結果を見て、来年度に考え、再来年から実施できるならしたい。こういう答弁でしたけれども、私はそれでは遅過ぎるということで、来年度、平成25年度から引き下げるべきだということで、こういう条例改正案をですね、議員提案させていただきました。ぜひ賛同いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。下中君。

○10番

いま山口さんのほうからいろいろ説明がございまして、だれでも少ないのありがたい話ですがけれども、それとあわせて、町長からの話ということで紹介議員からもありましたけど、実際町としてね、考えておられるのが、このような黒字になっている。だけど安定的に運営していくということも大事ですので、早晚、こうしますというのなかなかつらいところやと思いますけれども、加入者にしては切実な問題でありますので、でき得れば次年度からでもそのような思いがあるのか。その辺の見通しについて町長のほうからはっきりと申し上げていただきたいと思います。

○議 長

町長。

○町 長

これまでいろいろ答弁してきたところでございますが、まずは平成23年度からですね、資産割を廃止させていただいたと。いま現在、24年度は税率改正して実施中でございます。そういうことから、まずは今年度の決算を見てみたいというのはございます。そういうこともございますので、24年度の決

算が確定するのは25年の5月末でございますけれども、場合によつたらですね、今年度中にですね、来年2月に国保運営協議会がございまして、その時点である程度決算予測、相当確率の高い決算予測も出てくると思いますので、その時点でもう一度ですね、しっかり中身は検討いたしまして、頭を柔軟にいたしまして、場合によつたら、必要であれば25年度からも改正するということが視野に入れて取り組んでいきたいなというふうにも考えておりますので、その点は下中議員の御質問、そういうことで御理解いただけますでしょうか。

○議長

下中君。

○10番

12月段階でなかなか難しいところもあるかと思いますが、いま、町長言われたように、2月になればさらに確定的な予想もできるということで、その時点で改正も含めて25年度からでも見直していきたいという答弁でありますので、ぜひ、年明け2月ごろにそういう方針でいていただきたいと思います。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって本案は文教厚生委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 5時50分)